

会議録・平成28年3月14日第1回定例会（第1日）

1. 招集の年月日 平成28年3月1日
1. 招集の場所 明和町議会議場
1. 開 会 3月14日 午前9時00分 議長宣告

1. 応召議員 14名

1番	山内	理	2番	西岡	厚
3番	中井	啓悟	5番	上田	清
6番	阪井	勇男	7番	乾	健郎
8番	江	京子	9番	伊豆	千夜子
10番	北岡	泰	11番	樋口	文隆
12番	奥山	幸洋	13番	松本	忍
14番	綿民	和子	15番	辻井	成人

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 浅尾 恵次

議会書記 朝倉 晶子 松本 章 西尾 仁志

1. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名

副町長	寺前 和彦	教育長	西岡 恵三
総務課長	西田 一成	防災企画課長	中谷 英樹
税務課長	北岡 和成	人権生活環境課長	世古口 和也
福祉保健課長	下村 由美子	会計管理者(兼)会計課長	田中 一夫
長寿健康課長	小池 弘紀	農工商課長(兼)農業委員会事務局長	堀 真
まち整備課長	沼田 昌久	上下水道課長	菅野 亮
斎宮跡・文化観光課長	西口 和良	教育総務課長	西口 竜嘉
こども課長	世古口 哲哉	文化財保存活用監	中野 敦夫

人権啓発推進監 中瀬 行久 土地利用調整監 松本 雅之
監 査 委 員 西村 和久

1. 会議録署名議員

2 番 西 岡 厚 3 番 中 井 啓 悟

1. 提出議案

- 発議第 1 号 児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書
- 発議第 2 号 T P P の影響に関する国民の不安を払拭し、対策の確実な実行を求める意見書
- 発議第 3 号 軽減税率の円滑な導入に向け事業者支援の強化などを求める意見書
- 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 同意第 1 号 副町長の選任同意について
- 同意第 2 号 明和町固定資産評価員の選任同意について
- 議案第 1 号 伊勢市と明和町との定住自立圏形成協定の変更について
- 議案第 2 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定
- 議案第 3 号 明和町行政不服審査会条例の制定
- 議案第 4 号 明和町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 5 号 明和町職員の退職管理に関する条例の制定
- 議案第 6 号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の公布に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定
- 議案第 7 号 明和町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 8 号 明和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 9 号 明和町手数料条例の一部を改正する条例

- 議案第10号 明和町ふるさと寄附基金条例の制定
- 議案第11号 明和町空家等対策協議会条例の制定
- 議案第12号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の
人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正す
る条例
- 議案第13号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービ
スの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防
サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る
基準に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第14号 明和町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員
及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための
効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正す
る条例
- 議案第15号 明和町事業所設置奨励条例の一部を改正する条例
- 議案第16号 明和町道路線の認定について
- 議案第17号 明和町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 議案第18号 明和町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例
- 議案第19号 明和町公共下水道の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例
- 議案第20号 明和町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 議案第21号 平成27年度明和町一般会計補正予算（第5号）
- 議案第22号 平成27年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第23号 平成27年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第24号 平成27年度明和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2
号）
- 議案第25号 平成27年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

- 議案第26号 平成27年度明和町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第27号 平成27年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第28号 平成27年度明和町水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第29号 町長、副町長及び教育長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第30号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第31号 明和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第32号 平成28年度明和町一般会計予算
- 議案第33号 平成28年度明和町斎宮跡保存事業特別会計予算
- 議案第34号 平成28年度明和町国民健康保険特別会計予算
- 議案第35号 平成28年度明和町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 議案第36号 平成28年度明和町農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第37号 平成28年度明和町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第38号 平成28年度明和町介護保険特別会計予算
- 議案第39号 平成28年度明和町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第40号 平成28年度明和町水道事業会計予算

追加議案

- 同意第3号 明和町農業委員会の委員の少なくとも4分の1を認定農業者等及び準ずる者とすることの同意について
- 同意第4号 明和町農業委員会の委員の任命同意について
- 同意第5号 明和町農業委員会の委員の任命同意について
- 同意第6号 明和町農業委員会の委員の任命同意について
- 同意第7号 明和町農業委員会の委員の任命同意について
- 同意第8号 明和町農業委員会の委員の任命同意について
- 同意第9号 明和町農業委員会の委員の任命同意について

- 同意第10号 明和町農業委員会の委員の任命同意について
- 同意第11号 明和町農業委員会の委員の任命同意について
- 同意第12号 明和町農業委員会の委員の任命同意について
- 同意第13号 明和町農業委員会の委員の任命同意について
- 同意第14号 明和町農業委員会の委員の任命同意について
- 同意第15号 明和町農業委員会の委員の任命同意について
- 同意第16号 明和町農業委員会の委員の任命同意について
- 同意第17号 明和町農業委員会の委員の任命同意について
- 同意第18号 明和町農業委員会の委員の任命同意について
- 議案第41号 平成27年度明和町一般会計補正予算(第6号)

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 発議第1号 児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書
- 日程第6 発議第2号 T P P の影響に関する国民の不安を払拭し、対策の確実な実行を求める意見書
- 日程第7 発議第3号 軽減税率の円滑な導入に向け事業者支援の強化などを求める意見書
- 日程第8 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第9 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第10 議案第1号 伊勢市と明和町との定住自立圏形成協定の変更について
- 日程第11 議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定
- 日程第12 議案第3号 明和町行政不服審査会条例の制定

- 日程第13 議案第4号 明和町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第5号 明和町職員の退職管理に関する条例の制定
- 日程第15 議案第6号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の公布に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定
- 日程第16 議案第7号 明和町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第8号 明和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第9号 明和町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第10号 明和町ふるさと寄附基金条例の制定
- 日程第20 議案第11号 明和町空家等対策協議会条例の制定
- 日程第21 議案第12号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第13号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第14号 明和町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第15号 明和町事業所設置奨励条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第16号 明和町道路線の認定について

- 日程第26 議案第17号 明和町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 日程第27 議案第18号 明和町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第28 議案第19号 明和町公共下水道の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第29 議案第20号 明和町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第30 議案第21号 平成27年度明和町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第31 議案第22号 平成27年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第32 議案第23号 平成27年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第33 議案第24号 平成27年度明和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第34 議案第25号 平成27年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第35 議案第26号 平成27年度明和町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第36 議案第27号 平成27年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第37 議案第28号 平成27年度明和町水道事業会計補正予算（第3号）

(午前 9時 00分)

◎開会の宣告

○議長（辻井 成人） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから、平成28年第1回明和町議会定例会を開会します。

なお、中井町長から所用のため、本日の会議に欠席する旨の連絡を受けておりますので、ご報告します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしくお願ひします。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（辻井 成人） 日程第1 「会議録署名議員の指名について」は、会議規則第119条の規定により、議長から指名します。

2番 西岡 厚 議員

3番 中井 啓悟 議員

の兩名を指名します。

◎会期の決定について

○議長（辻井 成人） 日程第2 「会期の決定について」を議題とします。
お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月29日までの16日間にいたしたいと思いま
す。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月29日までの16日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（辻井 成人） 日程第3 諸般の報告を行います。

監査委員さんから提出いただいた、11月、12月、1月の例月出納検査結果
報告書、平成27年度定期監査結果報告書の写し、各一部事務組合議会の報告
書の写しをお手元に配布しておりますので、後ほどご覧ください。

次に、平成28年度町単事業について総務産業常任委員会に付託し、調査を
していただくことにしておりますので、よろしくお願ひします。

以上で、日程第3 諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（辻井 成人） 日程第4 行政報告を行います。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） おはようございます。

本日は、平成28年第1回明和町議会定例会にご出席をいただきまして、誠
にありがとうございます。

本定例会につきましては、町長が先ほど議長からもご紹介がございましたように、病氣療養中でありまして、議員の皆様方には大変ご迷惑をおかけすることと思っておりますが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

なお、行政報告につきましても、私のほうから代読をさせていただき、報告とさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

本日ここに、平成28年第1回明和町議会定例会を招集をさせていただきましたところ、議員の皆様には、公私何かとご多用の中、本定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、本定例会の会期を本日から16日間とお決めいただき、新年度予算をはじめ諸案件のご審議を賜りますことに対し、厚くお礼を申し上げます。本定例会は、平成27年度を締めくくる議会でありますとともに、新年度予算のご審議を賜るわけがございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、ようやく春の兆しを感じられる今日この頃ですが、東日本大震災からもう5年も経ったのかと思うとともに、被災地の本格的復興や福島原発事故の終息には至らず、今もなお、現地では日夜奮闘する皆さんがおられます。ここにあらためて、亡くなられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災地の復興が成し遂げられますよう、心より願うところでございます。

そして、この震災の教訓を本町のまちづくりに活かし、災害に強い明和町を作り上げることこそが我々の使命であると、あらためて深く重く受け止めるものでございます。

国は、昨年12月に経済対策を公表し、強い経済の再生で経済の好循環を地方にまで波及させることを打ち出し、去る3月1日、新年度予算案が衆議院本会議で可決されました。

当町は、第5次総合計画を基本に新年度予算の編成を行い、一般会計の予算総額は78億6,000万円、特別会計、水道事業会計を含めた予算総額は、159億2,940万円の予算を編成いたしました。

新年度予算の詳細な内容につきましては、本定例会で詳しくご説明させていただきますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、昨年12月の定例会以降、本定例会までの間の主な動きにつきまして、簡略にご報告をさせていただきます。

昨年の12月26日に、明和町の特産品を使用した新しい「おみやげ品」のアイデアコンテストの最終審査発表会を、イオン明和店で行いました。これは、地方創生先行型の交付金事業を活用して行ったもので、全国から79のアイデアが寄せられ、この日までに最終審査にエントリーする5作品が選定されていきました。

結果は、最優秀賞に相可高校生の中村菜緒さんの「めい姫の十二単バウム」が選ばれました。今回の作品が商品化され、明和町の新しい土産物として売り出されることを期待しています。

元日は、大淀ふれあいキャンプ場前の海岸で、明和町観光協会主催の「初日の出を迎える会」が開かれました。今年も多くの方々が訪れ、初日の出と同時に明和太鼓のお祝いの太鼓が大淀の海に鳴り響き、一年の無事を祈りました。厳しい寒さの中、準備作業や当日の運営に携わっていただいた関係者の皆さんに、あらためてお礼を申し上げます。

1月9日、新春のお年玉！「鳥羽一郎新春チャリティー歌謡ショー」が約500人のお客様を迎えて、中央公民館で行われました。この企画は、町内在住の北前好和さん、淑子さんご夫婦のご厚意で開催することができました。北前さんは自動車関連のお仕事をされていることから、今までにも交通遺児や海難遺児に対する支援を行っておられ、今回、明和町に対しても福祉関係の皆さんにと、企画をしていただき、明和の里や町内の老人福祉施設に通所されている高齢者の皆さん、ありんこや町内のグループホーム等に入所や通所をされている障がい者の皆さんに、楽しんでいただくことができました。ご夫婦にあらためてお礼を申し上げます。

今年の成人式は、1月10日に中央公民館で開催しました。新成人は211人

で、191人が出席し、新成人を代表して森井将基さんが力強く決意を述べられました。私からは、「大人の責任を自覚し、夢と希望を忘れることなく、自分が目指す目標に向かって歩み続けてほしい」と祝辞を贈りました。

また、この日は、斎宮歴史博物館のふるさと芝生広場で恒例の「北野凧揚げ大会」も開催され、絶好の凧揚げ日和のもと、子どもたちから大人まで大勢の皆さんが新春の凧揚げを楽しみました。

1月11日、有爾中地区自主防災組織の「防災の集い」が開かれました。瀬田自治会長さんによると、「この地区は住宅が密集し道路が狭いため、地震が起きたら家屋の倒壊や火災の発生が危惧される」「消防などの公的な支援が難しいならば自己防衛が必要、災害に備えなければならない。」と、自主防災組織を結成したとのことでした。

この日は、明和町防災訓練センターの防災指導員を講師に招き、防災講話や消火器訓練などが行われました。現在、各自治会の発意により50を超える自主防災組織が町内で組織化されています。定期的に避難訓練を実施し、日頃から身の回りや自治会内の危険箇所の点検などを行っていただきたいと思っています。

また、この日は、2月21日に行われる「第9回美し国三重市町対抗駅伝大会」明和町チームの結団式を行いました。冒頭、沢体育協会長から「順位にこだわらず、持てる力を発揮し、楽しいレースにしてください」と激励のあいさつがあり、私からは「チーム一丸となって襷をつなげば自ずと結果が出る。町の代表として誇りを持ってさわやかに駆け抜けてほしい」とエールを送りました。選手を代表して久居農林高校1年生の川村 宗土さんが、「練習の成果を発揮し、町の代表として正々堂々と伊勢路を走ります」と選手宣誓を行っていただきました。

1月17日、恒例の明和町消防団出初め式が中央公民館と役場駐車場で行われました。今年は風もなく穏やかな日差しの下、160人の団員が参加して、消防活動に功績のあった皆さんの表彰など、厳かに式典が執り行われました。

今年は特に、昨年横浜で行われた「全国女性消防操法大会」に三重県代表として女性団員だけのチームで参加し、敢闘賞という好成績を収めた「第6分団」に、消防協会松阪支会長からの表彰と、明和町長から感謝状を授与させていただきました。その後、通常点検や器具の一斉点検、一斉放水などの訓練を実施しました。消防団の皆さんには、今後も町を守る要として一層のご尽力をいただきたいと思います。

2月4日、町防災会議を開催しました。自治会や消防団などの代表者、関係機関の職員の皆さんにお集まりいただき、明和町地域防災計画における風水害等対策編、震災対策編及び資料編の修正について審議していただくとともに、町が取り組んでいる防災事業の概要を報告しました。

2月9日、町道坂本前野線の佐田西出交差点に信号機が設置されました。この信号機は以前から要望が強く、道路改良自歩道設置工事を機会に設置されることになりました。しかし、信号機が設置されたから安全というものではありません。交通ルールを守ることで活かされるものです。町内では交通事故が多発しており、引き続き交通安全に向けて啓発等の取り組みを強化していきたいと思えます。

2月21日、第9回美し国三重市町対抗駅伝大会が県庁から伊勢市の県営陸上競技場までの10区間、41.695キロのコースで繰り広げられ、本町は町の部で8位に入賞しました。選手の皆さんや関係の皆さん、沿道で応援していただいた町民の皆さんに、あらためてお礼を申し上げます。

2月23日、伊勢志摩サミットに先駆けて行われる「ジュニア・サミット」の分散型体験・交流行事の訪問先にいつきのみや歴史体験館が選定されました。ジュニア・サミットはサミット参加国の中高生らが、サミットで取り上げられる問題などを議論するもので、桑名市を主会場とし、県内各地で視察、交流イベントを行うものです。G7各国から各4人の合計28人が三重県を訪れます。

交流事業の実施日は4月25日で、詳細は今後打ち合わせを重ねることにな

りますが、参加者が県内4コースに分散して各地を訪れ、三重の美しい自然や豊かな伝統・文化などを体験・体感するとともに、県内高校生をはじめ県民との交流を深めるというものです。参加者には思い出に残る体験、交流にしていきたいと思います。

2月28日、「いつきのみや春絵巻」が、いつきのみや歴史体験館で開催され、「おひなさまになろう」体験や餅つき、明和音頭や空手演武の披露などが行われました。

また、3月6日には、「いつきのみや梅まつり」が齋宮歴史博物館南側の梅林周辺を会場に開催され、齋王の舞や業平夢太鼓などの披露をはじめ、梅の種飛ばし大会や齋宮クイズラリーのほか、特産品等の食品販売や甘酒のふるまいなどがありました。両日とも、多くの皆さんにお越しいただき、早春の齋宮跡を楽しんでいただきました。

諸報告につきましては以上でございますが、本定例会には、人事案件の諮問が2件、選任同意2件、協定の変更1件、町道の認定が1件、条例の制定と一部改正が21件、並びに平成27年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算等、平成28年度一般会計予算及び特別会計予算等を合わせて合計40件の議案等を提案させていただくこととしています。

「一億総活躍社会」と「地方創生」をめざす国の経済対策下ではありますが、地方経済への波及を考えると依然厳しいものがあり、TPPの影響や社会保障制度改革、地方税収の見込みなど町財政への影響は極めて不透明であります。このような中でも、本町にとりましてはインフラ整備などを始めとして、まちづくりの手綱を緩めるわけにはまいりません。

財政運営の基本である「最小の経費で最大の効果」が発揮できるよう、議員の皆様、町民の皆様のお力を得て、住みよく、こころ豊かなまちの実現に向けて不退転の決意で取り組むことを申し上げ、行政報告といたします。

○議長（辻井 成人） 以上で、日程第4 行政報告を終わります。

◎発議第1号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第5 発議第1号 児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（辻井 成人） お諮りします。

この意見書につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略します。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「な し」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで発議第1号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「な し」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、発議第1号 児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書を採決します。

発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

○議長(辻井 成人) ありがとうございます。起立全員です。

したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。さっそく関係機関に送付します。

◎発議第2号の上程～採決

○議長(辻井 成人) 日程第6 発議第2号 TPPの影響に関する国民の不安を払拭し、対策の確実な実行を求める意見書を議題とします。

議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長(辻井 成人) お諮りします。

この意見書につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) ご異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略します。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 質疑される方がないので、これで発議第2号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ声あり)

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、発議第2号 TPPの影響に関する国民の不安を払拭し、対策の確実な実行を求める意見書を採決します。

発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

○議長（辻井 成人） ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。さっそく関係機関に送付します。

◎発議第3号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第7 発議第3号 軽減税率の円滑な導入に向け事業者支援の強化などを求める意見書を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（辻井 成人） お諮りします。

この意見書につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略します。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 質疑される方がないので、これで発議第3号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、発議第3号 軽減税率の円滑な導入に向け事業者支援の強化などを求める意見書を採決します。

発議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

○議長(辻井 成人) ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。さっそく関係機関に送付します。

◎諮問第1号・2号の上程～同意

○議長(辻井 成人) 日程第8 諮問第1号及び日程第9 諮問第2号を一括上程し、議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) ご異議なしと認めます。

したがって、

日程第8 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第9 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

を一括上程し、議題とします。

議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長(辻井 成人) 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(寺前 和彦) ただいま一括上程されました、諮問第1号と諮問第2号につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、諮問第1号につきましては、現在、人権擁護委員としてご活躍中の北村れい子氏の任期が、平成28年6月30日で満了となり、この任期をもって退任されることから、後任に大字志貴1069番地に在住の世古小夜子氏を候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の答申をお願いするものでございます。

世古氏は、昭和26年11月24日生まれの64歳で、長年にわたり主に小学校に奉職され人権問題に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有され、人権擁護委員として適任者でありますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、諮問第2号につきましては、前任者の三田重信氏が任期途中で退任されたことに伴い、新たに大字明星2087番地2に在住の山口綾子氏を候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の答申をお願いするものでございます。

山口氏は、昭和29年3月19日生まれの61歳で、長年にわたり主に小学校に奉職され人権問題に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有され、人権擁護委員として適任者でありますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(辻井 成人) 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

この件は、先日の全員協議会でご協議いただいたところですので、お手元

にお配りしました内容で答申したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号及び諮問第2号は、お手元にお配りしました答申書のとおり答申することに決定しました。

以上で、一括上程した議案の採決を終わります。

◎議案第1号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第10 議案第1号 伊勢市と明和町との定住自立圏形成協定の変更についてを議題とします。

議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長（辻井 成人） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま上程されました、議案第1号 伊勢市と明和町との定住自立圏形成協定の変更につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、人口減少が進む中、少子化対策として出会い・結婚への支援について、政策分野を変更するため、明和町議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求

めます。

防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） それでは、議案第1号 伊勢市と明和町との定住自立圏形成協定の変更について、詳細説明を申し上げます。

定住自立圏構想については、平成25年7月18日に、伊勢市と明和町とが定住自立圏形成協定を締結し、生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化の3分野について、連携を進めているところでございます。

この度の協定の変更は、人口減少が進む中、少子化対策が求められておりますが、少子化の要因の1つに晩婚化、非婚化があげられることから、結びつきネットワークの強化の分野に、出会い・結婚への支援にかかる取り組みを追加しようとするものでございます。

変更の内容につきましては、定例会資料2-3-1に書いてございます。この内容と申しますが、別表第2をご覧いただきたいと思いますが、3. 地域内外の住民との交流に、新たに出会い・結婚の希望をかなえるため、情報提供、その他への対応、セミナー開催など、出会い・結婚に関する支援を行うことを加えまして、連携して必要な取り組みを行うこととするものでございます。

よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第1号 伊勢市と明和町との定住自立圏形成協定の変更についてを採決します。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全 員 起 立)

○議長(辻井 成人) ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程～採決

○議長(辻井 成人) 日程第11 議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定を議題とします。

議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長(辻井 成人) 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(寺前 和彦) ただいま上程されました、議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、行政不服審査法が全部改正されたことに伴い、明和町税条例の一部改正等関係条例について、所要の改正を行う必要があるため、本条例を制定しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（西田 一成） それでは詳細説明を申し上げます。

行政不服審査法の改正に準じまして、引用する用語の名前や字句、書類の記載事項など改正が必要となる条例がございますので、この条例を一括して整備するための条例を制定するものでございます。

定例会議会資料の新旧対照表でご説明をさせていただきたいと思っております。

1-1-4 をご覧いただきたいと思っております。

主な改正点を申し上げます。

第1条関係は、明和町税条例の一部改正でございます。第18条の2にある不服申し立てを審査請求に改める用語の改正でございます。

第2条関係は、明和町固定資産評価審査委員会条例の一部改正です。目次は、条ずれの訂正をいたします。第4条の2項第1号に、「又は居所」を追加し、第2号を追加いたします。

第3項は、「または居所」を追加し、引用する法令名を改正します。

1-1-6 をおめくりいただきたいと思っております。第6条第2項を追加し、第3項は、不用部分を削除いたします。

続きまして、1-1-8 をご覧いただきたいと思っております。第12条は引用する条番号の訂正、第13条、決定書の作成に記載事項を規定いたします。以降は条ずれの訂正になります。

1-1-9 の第3条関係は、明和町消防団員等公務災害補償条例の一部改正でございます。これは用語の訂正になります。

次の1-1-10をお願いしたいと思っております。第4条関係は、明和町営土地改良事業の経費の付加徴収に関する条例の一部改正でございます。第3条を

「60日以内から3カ月以内に審査請求することができる」に改正をいたします。

第5条は明和町行政手続条例の一部改正でございます。不用部分は削除をいたします。

1-1-11、第6条関係です。明和町情報公開条例の一部改正と、第7条関係は、明和町個人情報保護条例の一部改正でございます。字句の訂正と法令番号等の訂正が主なものでございます。これらの条例改正の施行日につきましては、平成28年4月1日からといたします。以上です。

○議長（辻井 成人） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第2号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定を採決します。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（辻井 成人） ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第12 議案第3号 明和町行政不服審査会条例
の制定を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（辻井 成人） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を
求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま上程されました、議案第3号 明和町行
政不服審査会条例の制定につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、行政不服審査法が全部改正されたことに伴い、不服申し立てに対
する判断の妥当性について、審査会を行う第三者機関として、行政不服審査
会を設置するため、本条例を制定しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の
うえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求
めます。

総務課長。

○総務課長（西田 一成） それでは、詳細説明を申し上げます。行政不服
審査法の改正に伴いまして、第三者機関である行政不服審査会を設置する必
要が生じたので、この条例を制定するものでございます。

まず、第1条では、町長の附属機関として設置する旨を規定いたします。

第2条で、5名以内で組織をすることを規定をさせていただきます。

第3条では、委員の任期は3年とし、再任を妨げないことや守秘義務など
を規定をしております。

この条例につきましては、平成28年4月1日から施行をいたします。

以上です。

○議長（辻井 成人） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第3号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第3号 明和町行政不服審査会条例の制定を採決します。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（辻井 成人） ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第13 議案第4号 明和町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（辻井 成人） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま上程されました、議案第4号 明和町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。本件は地方公務員法及び独立行政法人の一部が改正されたことに伴い、公表事項を追加するなどの所要の改正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（西田 一成） それでは、詳細説明を申し上げます。

第3条の報告事項につきまして、地方公務員法の改正に伴いまして、報告内容等を改正するものでございます。

議案書の16ページでございますが、第3条第6号の及び勤務成績の評定を削りまして、職員の人事評価の状況、休業に対する状況、退職管理に関する状況を加えるものでございます。

施行月日は、平成28年4月1日といたします。

以上です。

○議長（辻井 成人） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第4号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第4号 明和町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全 員 起 立)

○議長(辻井 成人) ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程～採決

○議長(辻井 成人) 日程第14 議案第5号 明和町職員の退職管理に関する条例の制定を議題とします。

議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長(辻井 成人) 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(寺前 和彦) ただいま上程されました、議案第5号 明和町職員の退職管理に関する条例の制定につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、地方公務員法の改正に伴い、退職管理の適正を確保するため、

元職員の働きかけの規制及び再就職情報の届け出の義務付けについて、必要な事項を定めるための本条例を制定しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（西田 一成） それでは、詳細説明を申し上げます。

地方公務員法の改正によりまして、職員の退職管理の適正化に関する規定が設けられましたので、これを受けて条例を制定するものでございます。資料のほうでご説明をさせていただきたいと思っております。1-1-15をご覧くださいと思います。

第2条が、再就職によります依頼等の規制でございます。再就職者による働きかけの禁止について規定をいたします。契約等の事由とは、明和町と再就職先の営利企業等との間で締結される契約や、前者から後者に対して行われる処分に関する事務というふうに解説をさせていただいております。

それから、次のページの第3条でございますが、管理職の職員にあつたものは離職後2年間に再就職した場合、その再就職情報を届け出ることを義務付けをいたします。

なお、この条例は平成28年4月1日から施行いたします。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

10番 北岡議員。

○10番（北岡 泰） 10番 北岡よろしくお願ひします。

ちょっと確認なんですけれども、退職管理をするということについて、何

か全国的に何か問題があつて、明和町でも問題があつて、こういう条例を制定するのかということと。

離職前5年間に在籍したということなんですけれども、離職後2年間という、なんで2年間なのかという、そこら辺のちょっと説明を再度お願いします。

○議長（辻井 成人） 総務課長。

○総務課長（西田 一成） ご質問でございます。この条例制定につきましては、いわゆる地方公務員法の改正に伴いまして、義務付けられるというものでございまして、当町におきまして、そういった何か問題があるとか、全国的にはちょっと状況を把握しておりませんが、地方公務員法が改正されたことによって、条例制定が義務付けられたものでございますので、それに準じてさせていただくというものでございます。

その5年、2年という部分につきましても、改正内容でございますので、ちょっとそこは地公法の改正によりまして、条例制定をさせていただくというものでございますので、ご了解をいただきたいと思ひます。

○議長（辻井 成人） 北岡議員。

○10番（北岡 泰） 法律の改正があつたから改正をするんだというお話なんですけれども、そういう改正があつたということで、内部でいろいろ協議した時にですね、そういうことがありえるのか、その働きかけというのは、そこら辺の内部的な協議のなんか部分というのはいないんですか。

○議長（辻井 成人） 総務課長。

○総務課長（西田 一成） 特に日常ですね、各課からそういう再就職による働きかけ等で困るというような状況は、この条例の制定に際しまして、そういう報告があつて、制定というものではございませんので、特にそのまま改正に準じて条例を制定させていただいたということでございます。

○議長（辻井 成人） よろしいですか。

他に質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 質疑される方がないので、これで議案第5号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第5号 明和町職員の退職管理に関する条例の制定を採決します。

議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全 員 起 立)

○議長(辻井 成人) ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程～採決

○議長(辻井 成人) 日程第15 議案第6号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の公布に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定を議題とします。

議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長(辻井 成人) 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま上程されました、議案第6号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の公布に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、地方公務員法が一部改正されたことに伴い、関係条例の引用部分を改正するため、本条例を制定しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（西田 一成） それでは、詳細説明を申し上げます。

この条例につきましても、地方公務員法の改正によりまして、影響を受けた条例3本を一括改正させるための条例になります。

第1条関係は、20ページ、議案書の20ページになりますが、第1条関係は職員の旅費に関する条例の一部改正でございます。

第2条関係は、明和町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正、第3条が、明和町一般職の任期つき職員の採用等の条例の一部改正でございます。それぞれ引用しております法律が、条ずれをおこしましたので、改正をするものでございます。

平成28年4月1日から施行いたします。

以上です。

○議長（辻井 成人） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第6

号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第6号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の公布に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定を採決します。

議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全 員 起 立)

○議長（辻井 成人） ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第16 議案第7号 明和町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長（辻井 成人） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま上程されました、議案第7号 明和町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、農業委員会の農地利用最適化推進委員の報酬等を定めるため、本条例の一部改正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（西田 一成） それでは、詳細説明を申し上げます。

第3条でございます。すいません、22ページをご覧くださいと思います。

第3条でございます。費用弁償日額2,000円を支給する委員に、農業委員会の農地利用最適化推進委員を追加いたします。

次に別表でございますが、農業委員会の農地利用最適化推進委員、年額6万2,000円を追加いたします。また、行政不服審査会、日額1万円、それから空家等対策協議会の委員、学識経験者、日額7,000円とその他の者日額2,000円を追加いたします。

施行年月日は平成28年4月1日からいたします。

以上です。

○議長（辻井 成人） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第7号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第7号 明和町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（辻井 成人） ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第17 議案第8号 明和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（辻井 成人） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま上程されました、議案第8号 明和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、平成27年人事院勧告に基づき、職員の給与について所要の改正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（西田 一成） それでは、詳細説明を申し上げます。

人事院勧告に準ずる改正と地方公務員法の改正に準ずる改正でございます。人事院勧告の概要につきましては、資料の1-1-19をご覧くださいと思います。いわゆる人事院勧告の概要の資料提出をさせていただいております。

それでは、次のページの1-1-20からの新旧対照表によりまして、ご説明をさせていただきたいと思います。

第1条関係が、平成27年4月1日適用分の改正でございます。

第3条で、給与表の別表を、別表第1として規定をしております。

第18条で、勤勉手当の支給率の改定について規定をいたします。

第1号で、12月に支給する率を100分の75から100分の85に改正をいたします。

次に、少し飛んでいただきまして、資料1-1-26をご覧くださいと思います。

第2条関係でございます。地方公務員法の改正に伴いまして、条文の記載内容を、国からの指導にあわせて改正をするものでございます。第3条第2項で、勤務の内容は別表第2の等級別基準職務表に定めるところによると規定をいたします。その等級別職務表につきましては、1-1-29の太枠で囲った表にあるものでございます。この別表第2を、ここに記載をさせていただいております。

それから、戻っていただき、1-1-28の第18条は、勤勉手当でございます。第1項で改正前は、その者の勤務成績という表現を、改正後は、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果という表現に改正をいたします。これは地方公務員法の改正によりまして、平成28年度から人事評価制

度を取り組む必要が生じたことに伴うものでございます。

続きまして、1-1-30 をご覧いただきたいと思います。

附則で、施行年月日と経過措置を規定しております。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

10番 北岡議員。

○10番（北岡 泰） よろしく申し上げます。人事院勧告で給料を下げたり、上げたりする、忙しい時期がございましたけれども、再度確認をさせていただきたいと思います。

平成27年8月6日に人事院から出された勧告ですけれども、4月1日に遡るのはなぜなのかというのを、1つ教えていただきたいと思います。遡って本年度当初予算から本給、給与の部分ですね、それと残業手当等がどのぐらい上がるのか、差額が出るのかということをお示しいただきたいと思います。

来年度予算に対して、本年度の当初予算と、どのぐらいの金額差が発生するのかということもお示しいただきたいと思います。

以上、よろしくお願いいいたします。

○議長（辻井 成人） 総務課長。

○総務課長（西田 一成） 失礼します。

まず、1つ目のご質問の4月1日に遡るのはどういうことかということですが、この人事院勧告につきましては、ご案内のように民間準拠ということの中で勧告を行っていただいておりますが、その基準日が4月給与を基準としておりますので、実施日は人事院勧告としましては、4月1日という勧告をいただいておりますので、それによりまして、4月1日に適用ということで、させていただいておりますのが、人事院勧告の実施でございます。

それから、すいません。当初予算、27年度、28年度、ちょっと差額につき

ましては、少し後ほど資料提供をさせていただくということで、ご容赦いただきたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

○議長（辻井 成人） いいですか、北岡議員。今、資料。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） 後ほどご提供お願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（辻井 成人） 総務課長。

○総務課長（西田 一成） すいません、申し訳ありません。給与明細をです、それぞれ補正予算と当初予算のほうで、予算の詳細説明の前に資料提供をして、ご説明させていただくようにしておりますので、まず、そのご説明をさせていただいて、また、質疑がありましたら受けたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（辻井 成人） 10番 北岡議員。

○10番（北岡 泰） すいません。できましたら、今の質問が必ず出ると思っていますので、これからもきちっと用意をしていただけるようお願いをして、質疑を終わります。

○議長（辻井 成人） 他に質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第8号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第8号 明和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全 員 起 立)

○議長(辻井 成人) ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程～採決

○議長(辻井 成人) 日程第18 議案第9号 明和町手数料条例の一部を
改正する条例を議題とします。

議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長(辻井 成人) 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を
求めます。

副町長。

○副町長(寺前 和彦) ただいま上程されました、議案第9号 明和町手
数料条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上
げます。

本件は、粗大ごみ戸別収集運搬手数料及び行政不服審査法の規定に基づ
く書類等の写し等の交付について、所要の改正をお願いするものでございま
す。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の
うえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長(辻井 成人) 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求
めます。

総務課長。

○総務課長（西田 一成） それでは、詳細説明を申し上げます。

本条例につきましては、手数料条例の一部を改正するものでございますが、33ページをご覧いただきたいと思います。別表中に、粗大ごみ戸別収集運搬手数料、1点につき3,000円を超えない範囲で、町長が定める額を定めます。

それから、32号に行政不服審査法に基づく審査員が行う書類等の写し等の交付、それから、33号に、主張書面等の写し等の交付を追加をするものでございます。

なお、この施行日は、28年4月1日からといたします。

以上です。

首長署名

○議長（辻井 成人） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第9号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第9号 明和町手数料条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（辻井 成人） ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第19 議案第10号 明和町ふるさと寄附基金条例の制定を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（辻井 成人） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま上程されました、議案第10号 明和町ふるさと寄附基金条例の制定につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、ふるさと納税制度により寄せられた寄附金を、それぞれの寄附者の思いを実現するための事業の財源に充てることを目的として、本条例を制定しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） それでは、議案第10号 明和町ふるさと寄附基金条例の制定について、詳細説明を申し上げます。

ふるさと寄附については、平成20年度から開始し、平成26年度までで2,311件、2,416万9,000円をご寄附をいただいております。

また、平成27年度は、昨年12月末までの9カ月間で1億円を突破し、全国各地から多くのご寄附をいただいております、今後も寄附拡大に向けて取り組みを進めることとしております。

本条例は、ふるさと寄附制度により寄せられた寄附金を、それぞれの寄附者の思いを実現するための事業の財源に充てることを目的に、その基金を設置するために制定するものでございます。

議案書36ページをご覧くださいと思います。

第1条で設置の趣旨、第2条以降で、積立や用途指定、運営益金の処理等について定めております。今後は各年度にお寄せいただいたご寄附を、基金に計上していくこととしております。

よろしくご審議のうえお認めいただきますよう、お願いを申し上げます。

○議長（辻井 成人） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第10号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第10号 明和町ふるさと寄附基金条例の制定を採決します。

議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（辻井 成人） ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第20 議案第11号 明和町空家等対策協議会条例の制定を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（辻井 成人） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま上程されました、議案第11号 明和町空家等対策協議会条例の制定につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づき、明和町空家等対策協議会を設置するため、本条例を制定しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（世古口 和也） 失礼します。

議案第11号 明和町空家等対策協議会条例の制定につきまして、詳細説明を申し上げます。

議案書の38ページ、39ページをお願いいたします。

第1条は、設置でございまして、空家等対策の推進に関する特別措置法の規定に基づきまして設置いたします。

第2条は、用語の定義でございまして。

第3条は、所掌事務でございまして、第1項では、空家等対策計画の策定及び変更。

第2項では、特定空家等の該当するか否かの判断。

第3項では、立入調査の方針。

第4項では、特定空家等に対する措置の方針に関する事務を所掌いたします。

第5項では、その他空家等対策の推進、ただし町長が必要と認める事項ということでございます。

第4条は、組織についての規定で、委員15人以内で組織し、第2項では、町長のほか、第1項から第5項に規定する委員で構成をいたします。

第5条では、委員の任期を定めております。

第6条は、会長及び副会長に関する規定でございまして。

第7条は、会議についての規定でございまして、第8条は、委員は守秘義務を負うというものでございまして。

第9条では、協議会の運営その他必要な事項については、協議会で定めるとしております。

なお、平成28年4月1日からの施行ということでございます。

以上で、詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（辻井 成人） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

10番 北岡議員。

○10番（北岡 泰） 確認です。39ページのですね、守秘義務と、その前の会議のところなんですけれども、会議の7条の4項でですね、会長は必要が

あると認めた時は委員以外の者を協議会に出席させ、説明もしくは意見を聞き、または必要な資料の提出を求めることができる。これはどういう対象の人のことをいつてみえるのか。

それと、その委員ではございませんので、その人に対しての守秘義務とかというのは、どういうふうになっているのか、考え方をお示しいただきたいと思います。

○議長（辻井 成人） 人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（世古口 和也） 第7条の4項ではですね、特に特定空家等に該当するか否かとかですね、また立入調査の行使の決定するのに、参考とするためにですね、具体的に自治会長さんなりとかですね、ご近所の聞き取りの方とかの出席ということでございます。

第8条の守秘義務につきましては、当然、ここでの出席は説明だけをしていただいて、それ以降はその委員会の部屋から退席いただくという形でございますので、説明だけしていただいて、協議会の内容は聞けないというような考え方でございます。

○議長（辻井 成人） 10番 北岡議員。

○10番（北岡 泰） 近隣の方とか、自治会の方が、今は空家ですよということで、いろいろお話があって、空家対策のチェックをしてみえると思うんですけども、会議に出ていないから、その会議内容は1つの守秘義務になるんだというお話だったと思いますけれども、やはり委員会委員の皆さん以外でもですね、出てみえたら、やっぱり守秘義務がちょっとありますよという話は、きちっとしてもらわないかんというふうに思いますので、これをすぐ改正せえという話にはなりませんけれども、この部分をまた何かの機会にですね、修正することがございましたら、言っていただきたいと思います。以上です。

○議長（辻井 成人） よろしいですか。

答弁よろしい。人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（世古口 和也） 貴重なご意見ありがとうございます。

今後は頭に、入れさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（辻井 成人） 他に質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第11号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第11号 明和町空家等対策協議会条例の制定を採決します。

議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（辻井 成人） ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第12号・13号・14号の一括上程～採決

○議長（辻井 成人） お諮りします。

日程第21 議案第12号及び日程第22 議案第13号並びに日程第23 議案第14号を一括上程し、議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) ご異議なしと認めます。

したがって、

日程第21 議案第12号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第22 議案第13号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第23 議案第14号 明和町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

を一括上程し議題とします。

議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長(辻井 成人) 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(寺前 和彦) ただいま一括上程されました、議案第12号、議案第13号及び議案第14号につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴い、介護保険法の一部改正及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に基づき、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） それでは、議案第12号から議案第14号の詳細説明を行います。

これらの条例改正は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する条例の一部の施行に伴い、介護保険法や構成労働省令が改正されたため改正するものでございます。

具体的には、定例会資料の6-2-1をご覧ください。

平成28年度より利用定員18人以下の通所介護事業が、地域密着型サービスになり、県の指定監督から町の指定監督に変わります。現行の小規模型の事業所は見直し案にあります、大規模型や通常規模型のサテライト型の事業所になるか、地域密着型通所介護事業所となるか、または小規模多機能居宅介護事業のサテライト型事業所になるかの選択を行ってっております。

それでは、議案第12号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について、詳細説明を行います。

資料の6-2-2の新旧対照表をご覧ください。

左側の改正後の欄、第3章の2、地域密着型通所介護となっているところが、今回、地域密着型へ移行されることによる改正の記載でございます。

内容としましては、6-2-5からありますように、第1節で利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるようとした基本方針。また次節以降には、生活相談員や看護師等の人員に関する基準、事業所の設備や運営の基準につきまして規定しております。

また、資料の6-2-15の第5節につきましては、現在、町内には該当の

事業所はございませんが、指定療養通所介護、これは難病等を有されます重度の要介護者の方や、がん末期の方が利用されます事業所となりますが、この事業所についての基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準を規定しております。

そのほか、指定地域密着型事業所が活動状況の報告、要望や助言等を聞く機会として開催する運営推進会議につきましては、現在、地域密着型であります小規模多機能事業所やグループホームは、2カ月ごとに行っておりますが、今回、町指定に移行します事業所については、6カ月ごとに行うことなどを規定するとともに、介護保険法や今回の改正に生じた条項ずれについて、改正させていただきます。

附則としまして、この条例は平成28年4月1日から施行すると。経過措置としまして、小規模型の通所介護事業所が、サテライト型の指定小規模多機能型居宅介護事業所に移行する場合は、届け出によりまして、平成30年3月31日までの間は宿泊室を設けないことができるとしております。

次に、議案第13号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について詳細説明を行います。

資料6-2-38 から42 までの新旧対照表をご覧ください。

第9条は、介護保険法第8条の条項ずれの改正です。

第39条と第62条は、地域との連携ですが、認知症対応型通所介護について、地域の連携と透明性を確保するため、運営推進会議を設置するなど、第39条へまとめまして、第62条を削除します。

第64条、第65条、第85条、第86条は、条項ずれによる改正です。

附則としまして、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

経過措置としまして、小規模型の通所介護事業所がサテライト型の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に移行する場合は、届け出によって、

平成30年3月31日までの間は、宿泊室を設けないことができるとしております。

次に、議案第14号 明和町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について、詳細説明を行います。

資料6-2-43から45までの新旧対照表をご覧ください。

第2条、第5条、第31条は、介護保険法第8条の条項ずれの改正です。

第29条は、記録の整備につきまして、ほかの明和町介護保険関係条例との整合性をとるため、国基準にあわせて5年間を2年間で改正いたします。

附則としまして、施行日につきましては、平成28年4月1日といたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（辻井 成人） 一括上程しました議案の詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

議案第12号～14号の質疑

○議長（辻井 成人） まず、議案第12号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第12号の質疑を終わります。

続きまして、議案第13号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サ

一ビスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 質疑される方がないので、これで議案第13号の質疑を終わります。

続きまして、議案第14号 明和町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 質疑される方がないので、これで議案第14号の質疑を終わります。

以上で一括上程した議案の質疑を終わります。

議案第12号～14号の討論

○議長(辻井 成人) これから討論を行います。

討論は一括上程された全議案を対象に行います。一部の議案についてのみ討論される方は、議案名を明確にしたうえで討論されるようお願い申し上げます。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

議案第12号の採決

○議長（辻井 成人） これから一括上程した議案の採決を行います。

まず、議案第12号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（辻井 成人） 起立全員です。

したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

議案第13号の採決

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第13号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（辻井 成人） 起立全員です。

したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

議案第14号の採決

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第14号 明和町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（辻井 成人） 起立全員です。

したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

以上で、一括上程した議案の採決を終わります。

○議長（辻井 成人） お諮りします。

議事整理のため、暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

55分まで、こちらの時計で。

（午前 10時 40分）

○議長（辻井 成人） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10時 55分）

◎議案第15号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第24 議案第15号 明和町事業所設置奨励条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（辻井 成人） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま上程されました、議案第15号 明和町事業所設置奨励条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、産業の振興と雇用促進を図り、地域の活性化に資することを目的とした本条例が、平成28年3月31日で失効することから、その効力を3年間延長するため所要の改正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

農水商工課長。

○農水商工課長（堀 真） ただいま上程されました、議案第15号 明和町事業所設置奨励条例の一部を改正する条例の詳細説明をさせていただきます。

議会資料7-1-1をご参照していただきたいと思っております。

附則で規定されております、平成28年3月31日限りを平成31年3月31日までの3カ年の延長をお願いさせていただくものでございます。

当条例は、平成17年9月議会におきまして、お認めいただいた条例で、23年3月に一部改正を行い、今議会におきまして、3カ年の延長をお願いする

ものでございます。

今までにこの条例に基づき、延べにいたしまして、9社でご利用していただき、新たな雇用といたしまして、68人の雇用を生み出しているものでございます。今後も明和町の産業振興と雇用促進を図り、地域の活性化に資するためお願いするものでございます。

ご審議のうえお認めいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（辻井 成人） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第15号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第15号 明和町事業所設置奨励条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第15号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（辻井 成人） 起立全員です。

したがって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第25 議案第16号 明和町道路線の認定についてを議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（辻井 成人） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま上程されました、議案第16号 明和町道路線の認定についてにつきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、既に完成した住宅開発に伴う町道路線の認定を行うため、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

まち整備課長。

○まち整備課長（沼田 昌久） 失礼します。議案第16号 明和町道路線の認定について、詳細説明をさせていただきます。

今回の認定路線は、開発行為に伴い新しく認定をするものでございます。

議案書は70ページでございますが、議会資料のほうで説明をさせていただきます。資料9-1-1をご覧くださいと思います。認定路線の一覧表になっております。5路線を認定するものでございます。

続きまして、9-1-2が位置図でございます。認定1の上御糸243号線でございます。大字馬之上の開発に伴うもので、新設道路の認定を行うものでございます。

資料の9-1-3をご覧くださいと思います。

認定2から5でございます。明星89号線、明星90号線、明星91号線、明星

92号線ということで、大字明星の開発に伴うもので、4路線にわけて新設道路の認定を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第16号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第16号 明和町道路線の認定についてを採決します。

議案第16号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（辻井 成人） 起立全員です。

したがって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第26 議案第17号 明和町営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（辻井 成人） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま上程されました、議案第17号 明和町営住宅管理条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、母子及び父子並びに寡婦福祉法の一部改正に伴い、父子世帯も優先的入居の対象者とするため、所要の改正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

まち整備課長。

○まち整備課長（沼田 昌久） 議案第17号 明和町営住宅管理条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明をさせていただきます。

議案書は72ページをご覧いただきたいと思います。資料は9-1-4をご覧ください。

9-1-4で、新旧対照表でございます。改正前、寡婦を、改正後、配偶者、婚姻の届け出をしないが、事実上、婚姻関係と同様の事情にある者を含むの無いものに改正するものでございます。これは町営住宅の入居申込書の優先的入居について、20歳未満の子を有する寡婦、老人、心身障がい者等を対象としておりましたが、母子及び父子並びに寡婦福祉法の一部改正に鑑み、父子世帯も母子世帯と同様に、優先的入居の対象とするため、条例を改正するものでございます。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 質疑される方がないので、これで議案第17号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第17号 明和町営住宅管理条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第17号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全 員 起 立)

○議長(辻井 成人) ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の上程～採決

○議長(辻井 成人) 日程第27 議案第18号 明和町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長(辻井 成人) 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま上程されました、議案第18号 明和町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、本条例第19条に規定する排水設備等設置工事に係る設計審査手数料及び工事検査手数料を廃止するため、所要の改正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） 失礼します。議案第18号 明和町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

定例会資料の10-2-1の新旧対照表で説明をさせていただきます。

条例第19条に規定する手数料につきましては、現行では宅内の排水設備工事を実施する際の設計審査手数料、また工事完成時の工事検査手数料の徴収を明記しておりますが、宅内排水設備は工事完成後、個人財産になるものであり、手数料の徴収は必要ないものとし、廃止をするものでございます。

附則としまして、施行日は平成28年4月1日としております。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第18号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第18号 明和町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第18号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全 員 起 立)

○議長(辻井 成人) 起立全員です。

したがって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の上程～採決

○議長(辻井 成人) 日程第28 議案第19号 明和町公共下水道の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長(辻井 成人) 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(寺前 和彦) ただいま上程されました、議案第19号 明和町公共下水道の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、平成29年度より一部供用開始となる宮川流域関連公共下水道区域における下水道使用料の従量制導入に伴う使用料の徴収及び算定方法等を

定めるため、また各戸の排水設備等設置工事に係る設計審査手数料及び工事検査手数料を廃止するため、所要の改正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） 失礼します。議案第19号 明和町公共下水道の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。宮川流域関連公共下水道区域は、平成29年度より一部供用開始となり、当該地区の下水道使用料につきましては、従量制を導入することとしております。

本条例は、当該事項の条例の追加及び条文の修正等のため、一部改正を行うものでございます。

資料の10-2-2の新旧対照表をご覧ください。

第20条は、使用料の徴収として、使用者を明和处理区の使用者と宮川流域関連公共下水道区域の使用者にわけて徴収することを明記しております。

第21条は、対象客体を水道メーターごとにする。また、水道の給水量を汚水量として計算することを明記しております。

第22条は、共同住宅でメーターが1つの場合の特例で、水道の取り扱いに準じた規定をしております。

第23条は、月半ばに中止または開始した場合の取り扱いで、これも水道に準じた規定としております。

資料の10-2-4をお願いいたします。

こちらの改正前の第28条ですが、これは下水道使用料に関するものではございませんが、先ほど、議案第18号で農業集落排水の条例改正をお認めいただきましたが、排水設備工事にかかる設計審査手数料及び工事検査手数料に

ついて、公共下水道のほうでも廃止をしたいというものでございます。

それから、10-2-5のほうをご覧ください。

こちらの別表1は、宮川流域関連公共下水道区域の処理区域の追加、それからめくっていただきまして、10-2-7の別表3は、従量制の料金体系を明記しております。

以上、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（辻井 成人） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第19号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第19号 明和町公共下水道の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第19号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（辻井 成人） 起立全員です。

したがって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第29 議案第20号 明和町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（辻井 成人） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま上程されました、議案第20号 明和町水道事業給水条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、開発行為において、開発事業者から徴収する水道水源施設等開発工事負担金の徴収を廃止するため、所要の改正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） 議案第20号 明和町水道事業給水条例の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

議会定例会資料の10-1-4をご覧ください。

こちらが現在、開発行為の際に、事業者から徴収しております水源開発負担金の内容でございます。本条例は、総合戦略の人口誘導施策として、住宅開発を進めていくという考えの中で、この負担金を廃止し、開発しやすい状況を整えたいというものでございます。

資料の10-1-1の新旧対照表をご覧ください。

現行条例第42条に規定する水源開発負担金の条文を削除し、以降の条文を

繰り上げ、字句等の訂正をしております。なお、この条例改正にあわせて関連する項目、条文につきましても、全体的に字句等の修正を行っております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻井 成人） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第20号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第20号 明和町水道事業給水条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第20号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（辻井 成人） 起立全員です。

したがって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第21号から第28号の一括上程

○議長（辻井 成人） お諮りします。

日程第30 議案第21号から、日程第37 議案第28号までを一括上程し、議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(辻井 成人) ご異議なしと認めます。

したがって、

日程第30 議案第21号 平成27年度明和町一般会計補正予算(第5号)

日程第31 議案第22号 平成27年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算(第4号)

日程第32 議案第23号 平成27年度明和町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

日程第33 議案第24号 平成27年度明和町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

日程第34 議案第25号 平成27年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

日程第35 議案第26号 平成27年度明和町介護保険特別会計補正予算(第4号)

日程第36 議案第27号 平成27年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

日程第37 議案第28号 平成27年度明和町水道事業会計補正予算(第3号)

を一括上程し議題とします。

議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(辻井 成人) 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(寺前 和彦) それでは、ただいま一括上程されました、議案第21号から議案第28号につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第21号 平成27年度明和町一般会計補正予算（第5号）につきましては総額878万円の追加補正をお願いするものです。

補正の主なものは、総務費では総合行政システム費でマイナンバー関連セキュリティ強化に係る委託料の追加補正と、行政チャンネル費で行政チャンネルハイビジョン化にかかる入札差金の減額補正を、戸籍住民基本台帳費で通知カード・個人番号カード交付関連事務交付金の追加補正をお願いしています。

民生費では、社会福祉総務費で福祉医療費の追加補正を、国民健康保険事務費で国民健康保険特別会計繰出金の追加補正を、障がい者福祉費で介護給付費の追加補正を、それぞれお願いしています。

衛生費では、環境衛生費で伊勢広域環境組合及び菊狭間環境整備施設組合負担金の精算による減額補正を、下水処理費で松阪地区広域衛生組合負担金等の確定に伴う減額補正をお願いしています。

農林水産業費では、農業振興費で農地中間管理事業機構集積協力金の確定による減額補正を、農地費で県営経営体育成基盤整備斎宮地区パイプライン化による追加補正と、県営水環境整備事業斎宮池周辺整備にかかる事業費の確定による減額補正をお願いしています。

土木費では、道路新設改良費で社会資本整備総合交付金事業や狭あい道路整備等促進事業などで、事業の確定見込みによる減額補正を、下水道費で農業集落排水事業特別会計及び公共下水道事業特別会計への繰出金の減額補正を、それぞれお願いしています。

教育費では、学校管理費で、小学校に係る光熱水費の実績見込みによる減額補正を、社会教育費で人権教育推進市町村事業に係る通訳謝金及び日本語指導講師謝金の減額補正を、文化財保存活用費で、斎宮跡保存事業特別会計繰出金の追加補正をお願いしています。

諸支出金は、基金費で教育・福祉施設建設基金や一般財政調整基金、公共施設等基金などに積み立てる追加補正と、ふるさと寄附基金積立金の追加補

正をそれぞれお願いしています。

また、各款におきまして、人事院勧告に伴う人件費の追加補正をお願いしています。

これらに対する歳入は、地方消費税交付金、国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入などを充てています。

次に、議案第22号 平成27年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、歴史的風致維持向上計画にかかる各事業の実績見込みに伴う減額補正が主なものでございます。

次に、議案第23号 平成27年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、各医療給付費や保険財政共同安定化事業拠出金などの確定見込みに伴う減額補正が主なものでございます。

次に、議案第24号 平成27年度明和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、事業の実績見込みに伴う減額補正と公債費及び基金積立金の追加補正が主なものでございます。

次に、議案第25号 平成27年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、宮川流域関連明和町公共下水道などの事業の実績見込みに伴う追加補正が主なものでございます。

次に、議案第26号 平成27年度明和町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、介護予防二次予防事業費と任意事業費の実績見込みによる減額補正が主なものでございます。

次に、議案第27号 平成27年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、事業の実績見込みに伴う追加補正が主なものでございます。

次に、議案第28号 平成27年度明和町水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、会計の精算見込みに伴う減額補正が主なものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明をいたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 副町長、当初のところで、8,780万を878万って発表したので、それだけ訂正しといて。

○副町長（寺前 和彦） 失礼しました。議長のほうからご指摘をいただきまして、平成27年度明和町一般会計補正予算（第5号）につきましては、失礼しました。8,780万円に訂正をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

◎議案第21号の詳細説明

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

まず、議案第21号の歳出からお願いします。

黄色の表紙、予算に関する説明書、平成27年度補正予算、水色の一般会計予算説明書の15ページ、歳出、第1款・議会費からお願いします。

総務課長。

○総務課長（西田 一成） おそれいます。議長から議会費からの説明ということで、ご指摘をいただきましたが、その前にですね、人件費関係につきまして、私のほうから一括してご説明をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（辻井 成人） はい。

○総務課長（西田 一成） それでは、一般の48ページの次のページになりますが、下に括弧で1-9-1とありますページをお開きいただきたいと思っております。48ページの次になります。給与費明細書でございます。よろしいでしょうか。

それでは、この給与費明細書より人件費につきまして、一括説明をさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。この給与費明細書は、議

会費から教育費までの一般会計全体の人件費を集約したものでございます。表の上の段が特別職でございます。12月との比較を比較欄に表させていただいております。長等と議員さんにつきましては、変更はございません。その他は各種審議会の委員さん等でございます。人数にしまして、91名の減、報酬が193万9,000円の減でございます。

この理由につきましては、国勢調査員の減、これが主な理由になります。

次に2の一般職でございます。職員数につきましては変わりございません。給与費のうち給料が35万3,000円の増、職員手当が1,329万6,000円の増でございます。また、共済費が144万円の増で、合計1,508万9,000円の増でございます。

一番下の段につきましては、職員手当の内訳でございます。管理職手当が6,000円、期末手当が28万円、勤勉手当が579万円、時間外手当が670万円、退職手当組合負担金が52万円でございます。

次のページをお開きください。

給料及び職員手当の増減額の明細になります。先ほど職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、ご審議をいただいている中で、北岡議員さんからのご質問をいただきました人勸に関する部分の等の説明になりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

この内訳といたしまして、給与改定に伴う増加分が150万3,000円でございます。平均引上額が696円ということですが、この部分が人事院勧告に伴う分でございます。その他の増減分につきましては、115万円の減でございます。これは、育児休業によるもので、職員数については、変わりはありません。

続きまして、次の段でございます。

職員手当でございます。給与改定に伴う増減分が659万6,000円の増でございます。内訳といたしまして、先ほど申し上げました、管理職手当6,000円等、以下、期末勤勉、退職手当になります。その他の増減分につきましては、

670万円が時間外手当でございます。この時間外手当につきましては、今回
の人勧によります遡及は、概ね30歳以上は変わりはありませんので、若年
数の時間外になりますので、このうちの人勧に伴う部分につきましては、10
万円程度になっております。

以上でございます。

それから、次のページの1-9-3、それから、次の1-9-4につつま
しては、それぞれ参考資料になっておりますので、後ほどご覧をいただき
たいと思います。

なお、このあと特別会計、水道会計等の説明にも、同様の給与費明細書を
提出しております。これらをあわせた人件費の追加補正の総額は、1,585万
3,000円でございます。この説明をもちまして、人件費にかかる各課長から
の説明につきましては、省略をさせていただきたいと思っておりますので、よろし
くお願いをいたします。

それでは、15ページからですが、議会費は人件費ですので、次をお願いい
たします。

○議長（辻井 成人） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 失礼します。2目・広報費は60万円の減額
となります。11節・需用費、印刷製本費は60万円の減額で、広報紙の発行実
績などによる減額となっております。

○議長（辻井 成人） 総務課長。

○総務課長（西田 一成） 続きまして、5目・財産管理費は94万3,000円の
減額補正をお願いしております。内訳といたしまして、11節・需用費17万円
の追加補正は事務消耗品でございます。単価の上昇等によりまして、実績見
込みで追加補正をお願いするものでございます。

13節・委託料126万7,000円の減額補正でございます。公共施設管理及び固
定資産台帳作成業務委託料で、120万円と清掃委託料で6万7,000円の減額を
お願いしております。これはいずれも入札差金を精算させていただくもので

ございます。

18節の備品購入費は14万4,000円の追加補正をお願いします。これにつきましては、マイナンバーにかかる書類保管庫、教育委員会の事務局のほうに購入するものでございます。

○議長（辻井 成人） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 6目・総合行政システム費は800万3,000円の減額となります。

13節・委託料は1,147万4,000円の増額で、システム保守支援委託料は409万9,000円の減、その内訳といたしましては、新システム移行による減25万5,000円、下層サーバー統合による減7万7,000円、保守期間短縮による減21万7,000円、使用料方式への変更による減210万3,000円と、運用開始時期の変更による減8万1,000円、旧機器との保守費調整による64万4,000円等となります。

次に、サーバー構築設定委託料は1,370万1,000円の増額で、国の指導によりまして、マイナンバーと住民基本台帳との分離をはかり、セキュリティー強化を図ることにかかる経費となっております。

続きまして、社会保障・税番号制度総合テスト業務委託料は、187万2,000円の増額で、自庁内のシステムとマイナンバーのシステムとの連携ができているかどうかを確認するテスト業務について、委託する委託料となっております。

続きまして、14節・使用料及び賃借料は62万2,000円の減額で、イーアド2住民情報システム期日前選挙システム削除による減、40万7,000円、それとイーアド2住民情報システム環境インフラ期日前選挙システム削除による減、19万4,000円となっております。

続きまして、19節・負担金補助及び交付金は95万円の減額で、マイナンバーにかかる全国中間サーバーの整備で、入札差金ができましたことにより減額となりました。

続きまして、行政チャンネル費でございます。13節・委託料は253万2,000円の減額で、町長記者会見、定例会の一般質問などの番組制作の減に伴うものとなっております。

14節・使用料及び賃借料は62万1,000円の減額で、HD電送システムの実績によるものでございます。

18節・備品購入費は1,475万2,000円の減額で、行政チャンネルHD装置の入札差金となります。

続きまして、7目・企画費は9万4,000円の増額となります。

8節・ふるさと納税謝礼は、338万円の減で、3月末までの見込みにより減額するものでございます。

13節・委託料は149万6,000円の減で、これは公共施設等整備調査等業務委託の契約差金による減となります。

15節・工事請負費は497万円の増額で、公共施設用地内の区画内道路工事におきまして、CDR試験の結果によりまして、乾燥密度が非常に足りないというようなことから、硬化材等を投入する地盤改良等が必要なため、増額をお願いするものでございます。

9目・災害対策費は1億3,891万8,000円の減額となります。

8節・報償費は13万円の減額で、防災講演会講師等謝金につきましては、講演会等の回数の減によるものでございます。

13節・委託料は11万2,000円の減額となります。家具固定作業委託料は11万2,000円の減で、家具固定申請件数の減によるものでございます。

15節・工事請負費は501万4,000円の減額となります。戸別受信機アンテナ取付工事は、実績により11万4,000円の減額。防災行政無線改修工事につきましては、工事差金により490万円を減額するものでございます。

18節・備品購入費は18万円の減額で、戸別受信機装置購入実績によるものでございます。

続きまして、津波対策緊急整備事業でございます。12節・役務費は8万

3,000円の増額となります。確認申請手数料は、大淀、八木戸・浜田のタワー建築確認申請について、申請から許可までの期間短縮を図るため、申請先を民間検査機関に変更するために、8万3,000円の増額をお願いするものでございます。

13節・委託料は1,083万1,000円の減額となります。不動産鑑定委託料につきましては、鑑定実績、鑑定数量の減によりまして、26万9,000円の減、測量委託料につきましては、地積測量及び路線測量の実績により195万5,000円の増、ボーリング調査委託料につきましては、192万1,000円の増額で、調査箇所1カ所の増と、掘削深の増加によるものとなっております。

津波避難タワー設計委託料につきましては、872万9,000円の減額で、入札差金となります。津波避難タワー管理委託料につきましては、470万6,000円の減額で、タワー建築工事が平成28年度に明許繰越するため、建築にかかる管理委託料について減額するものでございます。津波避難タワー発注支援業務委託料は281万7,000円の増額で、造成工事分の支援業務について、追加をお願いするものでございます。

続きまして、造成工事設計委託料は382万円の減額で、入札差金によるものでございます。

15節・工事請負費は1億2,124万8,000円の減額となります。津波避難タワー建設工事ほか3,938万円の減、津波避難タワー建設地造成工事ほかで8,186万8,000円の減、ともに建築設計、造成設計の実績により減額するものでございます。

次に、木造住宅耐震化助成事業でございます。13節・委託料は41万6,000円の減額となります。耐震診断調査委託は診断件数の減によりまして、37万1,000円の減額、耐震補強相談等業務委託は、相談件数の減によりまして、4万5,000円の減額となります。

19節・負担金補助及び交付金は107万円の減額となります。ブロック塀等除去改修事業補助は実績によりまして、77万円の減。木造住宅耐震簡易補強

補助30万円につきましては、申込みがなかったため、全額減額いたします。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（世古口 和也） 19ページ20ページの10目・防犯対策費は108万円の減額でございます。11節・需用費、電気料の減でございますけれども、防犯灯の電気料で実績見込みによるものでございます。

続きまして、11目・自治振興費は95万円の減額で、11節・需用費で、施設等修繕料で40万円の減額で、コミュニティーセンターの修繕料でございますけれども、実績見込みによるものでございます。

15節・工事請負費で19万円の減額は、自治会掲示板の設置工事でございます、事業完了による減額でございます。

19節・負担金補助及び交付金36万円の減額は、自治会交付金で実績による減額でございます。

続きまして、12目・地域振興費で80万円の増額でございます。13節・委託料で、町民バスの運行委託料で、利用者の減少による収入の減によりまして、委託料に不足を生じる見込みでございますので、お願いさせていただくものでございます。

○議長（辻井 成人） 税務課長。

○税務課長（北岡 和成） 中段でございます。項の2徴税费で、1目・税務総務費で249万5,000円の減額でございます。11節・需用費、6万9,000円の追加は印刷製本費で、行政不服審査法の改正に伴う町民税特別徴収税額変更通知書の様式変更に伴うものでございます。

13節・委託料は、303万円の減で、固定資産管理システム移動修正業務委託料280万円の減、地図修正作業委託料23万円の減は、それぞれ契約差金でございます。

2目の収税対策費で45万円の減額です。

7節・賃金は、25万円の減額で、収納事務員賃金の実績見込みによる減で

ございます。

12節・役務費は、20万円の減で口座振替手数料の実績見込みによる減でございます。

以上です。

○議長（辻井 成人） 人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（世古口 和也） 続きまして、21ページ、22ページをお願いします。

款2・総務費、項3・戸籍住民基本台帳費、1目・戸籍住民基本台帳費は400万8,000円の増額でございます。

あと22ページで、戸籍住民基本台帳費の7節・賃金は、12万2,000円の増額でございます。個人番号カードを交付事務にかかる業務補助のための臨時職員1名分の賃金でございます。

住民基本台帳ネットワークシステム関係では、19節・負担金補助及び交付金386万2,000円は、個人番号カードの申請、受付、作成、発行等で行う、地方公共団体情報システム機構への交付金でございます。なお、これは国から10分の10交付金として町へ交付されるものでございます。

あと、戸籍コンピューターシステム関係で、13節・委託料の20万8,000円の減額は、新システム更新による保守サポート料の減額でございます。

○議長（辻井 成人） 総務課長。

○総務課長（西田 一成） 1目・選挙管理委員会費は37万8,000円の追加補正でございます。このうち13節・委託料で30万3,000円の追加補正をお願いしております。これは18歳選挙権に伴います選挙人名簿登録制度の見直しに伴う、選挙人名簿システム改修委託料でございます。2分の1の国庫補助を受けます。

○議長（辻井 成人） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 23ページ、24ページでございます。

2目・各種統計調査費は1万7,000円の減額となります。

1 節・報酬は1万7,000円の減額で、国勢調査の実績によるものでございます。

○議長（辻井 成人） お諮りします。

昼食のため暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

1時からということで、24ページの民生費から始まりますので、お願いします。

（午前 11時 55分）

○議長（辻井 成人） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、乾議員、竹本教育委員長から所用のため、午後の会議を欠席する旨の連絡を受けておりますので、報告します。

（午後 1時 00分）

○議長（辻井 成人） それでは、23ページの3款・民生費から始めますので、よろしくをお願いします。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（下村 由美子） それでは、款3・民生費、1項・社会福祉費で、1目・社会福祉総務費で381万8,000円の増額補正をお願いしています。

20節・扶助費の314万1,000円の追加補正ですが、子ども医療費については81万9,000円の減額補正で、心身障がい者医療費131万4,000円と、一人親家庭等医療費132万2,000円は追加補正となります。

各医療費の実績見込みにより、不足等が生じることから、補正をお願いしています。

心身障がい者医療費と一人親家庭等医療費については、対象者が前年より増加しており、また、子ども医療費については、対象者は減少しております。

次に重度心身障がい者、高齢者タクシー助成では、今年度、障がい者の枠を拡大したことや、年間の交付枚数は変更しておりませんが、1回の乗車に4枚まで利用できるようにしたことにより、当初から昨年度より増加するものと考えておりました。

しかし、それ以上に高齢者の交付対象者が増加しております。昨年度末の高齢者の交付者数は161名でありましたが、今年度、平成28年3月1日現在で230名の方に交付しております。利用率は障がい者も含めて、54.5%となっております。ちなみに昨年度末の利用率は51.9%でした。この増加の要因は、ケアマネージャーの方などからの周知や、高齢者同士の情報交換等による影響が大きいのではないかと分析しているところです。

このような状況から、年度末において、不足が生じることから132万3,000円の追加補正をお願いします。

○議長（辻井 成人） 長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 2目の国民健康保険事務費で534万4000円の増額をお願いしております。

13節・委託料10万7,000円の減額は、療養費の審査依頼者の並び順改修を無償で改修していただくことになったための減額でございます。

28節・繰出金536万3,000円の増額は、国民健康保険特別会計への繰出金で、詳細につきましては、国民健康保険特別会計で説明させていただきます。

次に、3目・後期高齢者医療事務費で48万1,000円の増額をお願いしてい

ます。後期高齢者医療特別会計への繰出金で、詳細につきましては、後期高齢者医療特別会計で説明させていただきます。

○議長（辻井 成人） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（下村 由美子） 5目・障がい者福祉費で4,040万4,000円の追加補正をお願いしています。

13節・委託料で98万5,000円の減額補正をお願いしています。これは電算委託料で、マイナンバー制度のシステム整備費で、障がい者福祉関連のシステム設計開発に要する経費の内、情報連携の部分が納期までに間に合わないことから、その部分に関わる費用について減額するものです。

20節・扶助費で4,138万9,000円の追加補正をお願いしています。身体障がい者日常生活用具給付費で26万2,000円、身体障害者補装具給付費で85万9,000円、26ページの介護給付費で4,026万8,000円の追加補正をお願いしています。これは実績見込みにより不足が生じることから、追加補正をお願いするものです。特に介護給付費では、昨年度末から今年度にかけて、生活介護、就労移行、就労継続支援、放課後等デイサービス、児童発達支援の新規サービス利用者が21名増加しており、その新規利用者の利用料が、月平均240万円ほどかかっています。

また、それらのサービスを受けるための計画相談に関わる費用も別途必要となることや、グループホームの新規利用者も増加したことが、増額の主な要因です。

○議長（辻井 成人） 長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 6目の高齢者福祉費で18万6,000円の減額をお願いしております。

13節・委託料57万円の増額は、介護予防地域支援事業委託料の実績見込みによる増額でございます。

20節・扶助費252万7,000円の減額は、養護老人ホームへの措置費の実績見込みによる減額でございます。

28節・繰出金177万1,000円の増額は、介護保険特別会計への繰出金で、詳細につきましては、介護保険特別会計で説明させていただきます。

○議長（辻井 成人） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（下村 由美子） 項2・児童福祉費、1目・児童福祉総務費で、55万円の減額補正をお願いしています。

7節の賃金25万円の減額補正は、児童虐待等の対応や、児童相談等を行っております相談員の臨時職員賃金で、時間外対応等が少なかったため、減額するものです。

8節の報償費で30万円の減額補正は、こんにちは赤ちゃん訪問事業の実績によるものと、明和町子ども家庭支援ネットワーク、いわゆるMCネットの児童虐待防止講演会の講師を、中勢児相の所長に依頼したため、講師料が必要なかったこと、また、MCネットの研修として、各小学校で実施しております劇団プレイバックズの費用について、修正小学校が文部科学省の助成を受けたため、1校分が減額になったことによるものです。

○議長（辻井 成人） 教育総務課長。

○教育総務課長（西口 竜嘉） 2目、その下でございますが、子ども支援対策総務費、ファミサポ事業の7節・賃金では40万円の減額です。1名分、年間を通しての実績見込みによるものでございます。

その下でございますが、3目・保育施設管理費の15節・工事請負費では160万円の減額です。これはみどり保育所空調施設改修工事の入札差金によるものでございます。

以上です。

○議長（辻井 成人） こども課長。

○こども課長（世古口哲哉） 6目・子ども支援対策費で75万7,000円の減額をお願いしています。うち放課後児童対策費の20節・扶助費で30万円の減額をお願いしています。これは放課後児童クラブに通う児童扶養手当を受給されている一人親世帯へ、県の補助金を用いて、助成をするもので、補助額が

当初予定より減額となったことや、世帯数が見込みより少なくですんだことによりまして、減額するものです。

放課後子ども教室事業では、11節の需用費、消耗品で30万円の減額を計上しています。これは実績見込みにより減額を行うものです。子ども・子育て支援地域事業では、賃金15万7,000円の減額を計上しています。これは子育て支援センター関係職員の賃金を実績見込みに基づき減額するものです。

次に、7目・児童保育費で414万1,000円の減額をお願いしています。保育所運営費の4節・共済費の労働保険料で、93万4,000円の減額をお願いしています。これは臨時保育士の労災保険料で、保険料率の見込み違い等によりまして、減額をお願いするものです。

7節・賃金では、250万円の増額をお願いしています。これは嘱託保育士等の賃金で、実績見込みに基づきまして増額をお願いするものです。

13節・委託料では49万7,000円の増額をお願いしています。これは国施策の低収入多子世帯への保育料負担の軽減を実施するにあたり、システム改修が必要ですので、そのための費用を計上しました。なお、この改修には補助金が活用でき、補助率は2分の1です。

19節の負担金補助及び交付金では762万2,000円の減額をお願いしています。これは明和ゆたか保育園への補助金で、延長保育事業補助の459万1,000円については、延長保育補助の基本分が、20節で支払う施設型給付費に移行したために減額を行うものです。

保育基盤整備事業費補助の303万1,000円の減額につきましては、明和ゆたか保育園の0～1歳保育室の増築に対する補助金で、工事費の精算に伴う減額です。

次に、8目の保育給食運営費で87万2,000円の増額をお願いしています。うち子ども園給食費の7節・賃金で、50万円の増額をお願いしています。これは栄養士を採用するにあたり、当初は臨時職員での採用を考えていましたが、嘱託栄養士としての配置ということにしましたので、増額をお願いする

ものです。

○議長（辻井 成人） 長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 29、30ページの保健衛生費の1目・保健衛生総務費で33万9,000円の増額補正をお願いしております。19節の負担金補助及び交付金12万5,000円の減額は、伊勢市休日診療所の運営分担金の減額で、分担金の確定によるものでございます。

○議長（辻井 成人） 人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（世古口 和也） 2目・環境衛生費は969万2,000円の減額でございます。環境衛生費で19節・負担金補助及び交付金で、伊勢広域環境組合負担金で357万2,000円の減額でございます。事業実績による精算でございますけども、主に光熱水費の減と、工事や委託契約の差金でございます。

続きまして、菊狭間環境整備施設組合負担金で552万1,000円の減額でございます。燃料費の減とパッカー車を1台、更新予定でございましたんですが、それが解散によりまして、それを見送ったことによります精算でございます。

生活環境費の19節・負担金補助及び交付金の5万7,000円は、上下水道事業への補助で、人件費の増額分の補助でございます。

続きまして、減量化対策でございます。8節・報償費の50万円の減額は、集団回収への奨励金で、実績見込みによる減額でございます。

続きまして、環境センター運営費で、11節・需用費は15万6,000円の減額は、電気料の減で、実績見込みによるものでございます。

○議長（辻井 成人） 長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 4目の成人保健対策推進費で112万3,000円の減額補正をお願いしております。

7節・賃金の253万8,000円の減額は、正規職員の保健師が配属されたため、減額するものでございます。

8節・報償費53万6,000円の減額は、臨時の看護師、栄養士の実績見込み

による減額でございます。

13節・委託料216万6,000円の増額は、がん検診委託料で220万円の増額、予防接種委託料で42万円の増額、電算委託料で46万4,000円の減額、結核検診委託料で5万円の増額、健康教育講師派遣委託料で4万円の減額です。いずれも実績見込みによる増減でございます。

がん検診は、12月にも増額補正させていただきましたが、検診を受ける方がその見込みより増加したためでございます。予防接種は肺炎球菌ワクチンの定期接種化に伴い、接種した方が見込みより増加したためでございます。

電算委託料は、昨年度は乳がん、子宮がんのクーポンを、平成21年度から24年度の対象者全員に発送しましたが、本年度は過去5年間の未受診者に対してクーポンを発行するように、変更があったため、対象者が大幅に減ったためでございます。

19節・負担金補助及び交付金21万5,000円の減額は、肺炎球菌接種費用助成で15万円の減額、風疹ワクチン接種費用助成で6万5,000円の減額で、いずれも実績見込みによる減額でございます。

○議長（辻井 成人） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（下村 由美子） 5目・母子衛生費で、15万円の追加補正をお願いしています。母子衛生費、13節・委託料で100万円の追加補正は、予防接種委託料で、当初前年度実績により積算しておりましたが、水痘ワクチンの追加や予防接種のワクチンの単価改正による増額分を見込むことができなかつたため、今後、不足が生じると見込まれることから、増額補正をお願いするものです。

次に、母子保健事業の7節・賃金で65万円の減額補正をお願いしています。これは育休、代替の保育保健師の臨時職員賃金ですが、事業等と組み合わせで訪問などを行えるように出勤したことにより、出勤日数を減らすことができたことによります。

8節・報償費、医師等謝金で20万円の減額補正をお願いしています。これ

は心子ども家庭相談をお願いしている臨床心理士の時間延長対応がなかったことと、産後ヨガ教室への更生保護女性の会によるサポート回数が、見込みより少なかったことによります。

○議長（辻井 成人） 上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） 6目・下水処理費で1,089万6,000円の減額でございます。13節・委託料304万1,000円の減額は、当初、生活排水処理計画策定業務委託の予算を計上しておりましたが、詳細図面や計画図、詳細分析など専門的な資料の作成が軽微であったため、委託をせずに策定を行いましたことによる減額でございます。

19節・負担金補助及び交付金は785万5,000円の減額です。内訳は、松阪地区広域衛生組合負担金が、投入量実績に伴い1,035万5,000円の減、合併処理浄化槽設置整備事業補助が、実績により250万円の増でございます。

○議長（辻井 成人） 農水商工課長。

○農水商工課長（堀 真） 続きまして、6款・農林水産業費、1目・農業費、農業委員会費で18万5,000円の減額をお願いさせていただいております。本年度におきまして、機構集積支援事業の一環で耕作放棄地の調査を、昨年に引き続き実施いたしましたが、実施方法の検討を行い、予定日数より早く調査を終了することができたことにより、報償費6万6,000円、費用弁償2万4,000円を減額するものです。

また、耕作放棄地B判定、既に森林化、樹木等が生えているような農地でございます。こちらにつきましては、今回、利用意向調査を送付しなかったことによります、郵送料6万9,000円の減でございます。また、使用料及び賃借料では、国よりの交付決定が遅れたことにより、プリンターの導入が遅れたことにより、2万6,000円の減額をお願いさせていただくものでございます。

続きまして、3目・農業振興費で830万4,000円の減額補正をお願いしております。19節・負担金補助及び交付金の助成金で、12月議会で、農地中間管

理機構集積協力金で3,972万円の補正をお認めいただきましたが、委員会等でもご説明させていただきましたように、貸付率が80%以上と以下で、1反あたり8,000円程度の差が生じまして、12月段階では80.7%を農地集積を見込んでおりましたが、実質77.5%になり、今回755万4,000円の減額補正をお願いさせていただくものでございます。

同じく、負担金補助及び交付金で青年就農給付金で75万円の減額補正をお願いさせていただいております。この件も委員会等でご報告させていただきましたが、現在、町から青年就農給付金対象者は9名でございます。当初計画していた1名が、面談等により次年度からの対象とさせていただきました。

また、新たに1名の新規就農者が後期より対象者になったことにより、実績に基づいて減額をさせていただくところでございます。

続きまして、5目・農地費で100万6,000円の減額をお願いさせていただいております。13節・委託料で施設管理委託料、湛水防除保守点検委託料で21万3,000円の減額をお願いさせていただいております。これは事業発注による差金の減額補正でございます。

16節・原材料費で25万円の減額をお願いさせていただいております。実績に基づく減額補正でございます。

次に、19節・負担金補助及び交付金で、54万3,000円の減額をお願いさせていただいております。土地連の特別賦課金で、昨年の管内の実績に基づく支払いということの中で、29万2,000円の減額、次にパイプライン事業斎宮地区におきまして、当初予算では3億5,000万円、予算化をお認めいただきましたが、実際には1億4,000万円の事業しか確保できず、今回、国の補正で3億2,000万円の内示がございました。トータルで1億1,000万円の事業費の増となり、そのトータル分1億1,000万円の負担金、1,213万3,000円の補正をお願いするものでございます。

次に、パイプライン工事の残り、明星2号中村池線、上村線の事業費が本年度に採択になり事業を実施させていただいております。実績に基づき107

万6,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、斎宮池周辺で実施させていただいております、水環境事業で、明和町分1億円の事業費で考えておりましたが、本年度分4,000万円の事業費しか確保ができず、事業が全て玉城側のトイレ建設に利用することになり、当初で計上しておりました1,150万円を減額、お願いをさせていただくものでございます。

続きまして、基幹水利施設保守管理事業、こちら実績に基づかさせていただきますまして、11万9,000円の減額をお願いさせていただきますいております。

続いて、宮川用水関連で94万1,000円の補正をお願いさせていただきますいております。新茶屋地内、畑地かんがいのパイプラインが破損し、急遽県単事業で対応させていただきました。また、大台町にございます栗生頭首工の除塵機が破損し、この件も緊急県単で対応いたしましたので、その当分の明和町分の負担金をお願いさせていただくものでございます。

続きまして、水産振興費で40万6,000円の減額をお願いしております。漁業協会の負担金で、昨年、管内の事業、大淀の高潮、下御糸漁港機能保全に基づくもので、事業費の確定によるものでございます。

続きまして、7款・商工費、1項・商工会費の商工会振興費で50万円の減額補正をお願いさせていただきますいております。事業費設置奨励金で、新たに町民の新規採用を行った場合、1人につき25万円加算させていただきます。

本年度事業所の報告に基づき、2事業所で1名の方は町外へ転出、もう1名は退職により対象者要件を満たさなくなったため、減額補正をお願いさせていただきます。

○議長（辻井 成人） 斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（西口 和良） 3目・観光費で、58万3,000円の減額をお願いをいたしております。ページ34ページの9節・旅費で、10万円の減額でございます。これは実績見込みによる減額となっております。

次に、11節・需用費は、ページ36ページで、印刷製本費で32万4,000円の減額でございます。これは観光PR用のポスターの印刷製本費をみておりましたが、日本遺産の事業を使って行うことができたことからの減額措置でございます。

次に、12節・役務費で25万円の減額でございます。これは観光振興計画策定用のアンケート調査の郵送料でございますが、地方創生関係交付金事業の観光動向調査で行ったアンケート調査を、活用することで、郵送料が不用となったことが、不用となったための減額でございます。

以上です。

○議長（辻井 成人） まち整備課長。

○まち整備課長（沼田 昌久） 8款・土木費、1目・土木総務費で、7節・賃金20万円の減額補正をお願いをしております。主に登記嘱託職員の勤務時間の減による減額補正でございます。

○議長（辻井 成人） 土地利用調整監。

○土地利用調整監（松本 雅之） 続きまして、2目・地籍調査費で70万円の減額をお願いします。

まず、1節・報酬で20万円の減額をお願いします。これは有爾中で実施しました、1筆地調査の現地立ち会いに伴います、推進委員報酬の実績によるものです。

次に、13節・委託料で調査測量等委託料50万円の減額をお願いします。これは1筆地調査ほかの調査測量等委託業務におきます、請負差金によるものです。

○議長（辻井 成人） まち整備課長。

○まち整備課長（沼田 昌久） 2目・道路橋梁維持費で19節・負担金補助及び交付金、これは近鉄踏切更新工事の精算による175万5,000円の減額でございます。入札差金によるものでございます。近鉄の斎宮2号線ということでございます。

3目・道路新設改良費で19節・負担金及び交付金で326万1,000円の減額は、

道路新設改良費で、水道施設布設替負担金の精算による減額でございます。

同じく22節・補償補填及び賠償金で、71万円の減額につきましては、電柱移転が27年度はありませんでしたので、減額とさせていただきます。

続いて、社会資本整備総合交付金事業で、13節・委託料で331万7,000円の減額でございます。これは測量設計積算等業務委託料の入札差金と精算による減額でございます。

同じく17節の公有財産購入費で352万円の減額は、これは土地購入費でございます。土地開発公社との精算による減額でございます。主に本郷勝見第2線の土地購入費の減額でございます。

○議長（辻井 成人） 土地利用調整監。

○土地利用調整監（松本 雅之） 3目・道路新設改良費のうち狭あい道路事業で、2,350万円の減額をお願いいたします。ページをおめくりいただきまして、38ページをご覧ください。15節・工事請負費で2,350万円の減額をお願いいたします。これは国の補助の減額に伴うもので、その内容は計画いたしました3路線のうち、国の補助の減額により本体工事の一部を、来年度以降に見送ったことに伴い減額となるものが1路線、そして、整備が完了しました2路線分につきましては、工事の請負差金によるものです。

○議長（辻井 成人） まち整備課長。

○まち整備課長（沼田 昌久） 2目・公園費で35万5,000円の減額でございます。13節・委託料で植栽管理委託料20万円の減、公園施設保守点検業務委託料の15万5,000円の減は、いずれも入札差金の精算による減額でございます。

○議長（辻井 成人） 上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） 3目の下水道費で1,092万6,000円の減額でございます。

28節・繰出金の減額で、農業集落排水事業特別会計への繰出金が497万円の減、公共下水道事業特別会計への繰出金が595万6,000円の減でございます。

詳細につきましては、特別会計で報告させていただきます。

○議長（辻井 成人） まち整備課長

○まち整備課長（沼田 昌久） 1目・住宅管理費、11節・需用費で18万円の追加補正をお願いしております。これは上御糸団地、斎宮団地で水道の漏水補修、そして通気孔の加工、テラス屋根修繕等、修繕費の不足を生じたものでございます。修繕料18万円の追加補正をお願いするものです。

○議長（辻井 成人） 教育総務課長。

○教育総務課長（西口 竜嘉） 10款・教育費、1項・教育総務費、1目・教育委員会総務費で、右のページでございますが、教育委員会総務費の1節・報酬では、17万円の減額でございます。

当初、中学校建設審議委員会報酬として計上いたしておりましたが、昨年10月に公共施設等建設特別委員会を立ち上げていただき、建設にかかる調査、検討につきましては、まずはこちらに委ねられることとなりましたので、減額をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。

2目・給食施設管理費では53万6,000円の増額です。右のページ、小学校給食施設管理費では31万6,000円の増額です。内訳は、11節・需用費で給食用LPG代で22万円の増、実績見込みによる増額をお願いいたします。

施設修繕料9万6,000円の増額で、これは下御糸小学校の回転釜の軸が破損したことによるものです。給食実施期間中でありましたので、既存の予算で緊急修繕をいたしました。その補填分でございます。

それから、中学校給食施設管理費では、22万円の増額です。11節・需用費で燃料費、給食用LPG代でございますが、22万円の増、実績見込みにより増額をお願いいたします。

以上です。

○議長（辻井 成人） こども課長。

○こども課長（世古口 哲哉） 3目・学校運営費で24万3,000円の減額をお

願います。4節・共済費の減額ですが、これは臨時職員の労災保険料で、保険料率の見込み違い等によりまして、減額をお願いするものです。

続きまして、4目・給食運営費で17万7,000円の減額をお願いしています。その内、小学校給食費の7節・賃金で、45万円の減額をお願いしたいと思えます。これは臨時調理員の賃金で、実績見込みによる減額となります。また、幼稚園給食費の7節・賃金でも、17万8,000円の減額をお願いしたいと思えます。これも実績に基づく減額となります。よろしく願います。

○議長（辻井 成人） 教育総務課長。

○教育総務課長（西口 竜嘉） ページの一番下、2項・小学校費、1目・学校管理費で、右のページの小学校施設管理費では、全体で109万1,000円の減額です。

内訳でございますが、11節・需用費、電気料で240万円の減額です。今年度、斎宮小学校と明星小学校に、空調施設を導入することに伴いまして、使用料を考慮し、その分を上乗せして予算額を計上いたしておりましたが、12月、1月が暖かかったことなどもあり、実績を見込みまして、減額をお願いするものでございます。

13節、次のページでございますが、委託料は18万円の減額でございます。電気保安委託料ですが、斎宮小学校、明星小学校の空調整備の設置に伴いまして、キュービクルの容量も増えるため、保安委託料の再見積りを行いました。その額と当初予算との差額を減額するものでございます。

15節・工事請負費は81万1,000円の増額です。

内容は28年度に下御糸小学校に、障がいを持つ児童が入学することに伴い、当面の支援といたしまして、現在の学習ルームを使用していくこととしておりますが、トイレスペースの間仕切りの設置に要する費用6万円と、エアコン設置工事費75万1,000円でございます。

18節・備品購入費は、67万8,000円の増額です。これにつきましても、下御糸小学校での児童支援に必要な障害児用のポータブルトイレ、養護机、養

護椅子、感覚訓練に必要なマットやボールなど、14種類の備品を購入する費用でございます。

○議長（辻井 成人） こども課長。

○こども課長（世古口 哲哉） 2目・学校運営費で10万5,000円の減額です。うち7節・賃金で、学習支援員の賃金27万2,000円の増額をお願いしています。これは実績見込みにより増額をお願いするものです。

それから、14節・使用料及び賃借料で複写機使用料の42万円の減額をお願いしています。これも実績見込みに基づき減額をお願いするものです。

○議長（辻井 成人） 教育総務課長。

○教育総務課長（西口 竜嘉） 3項・中学校費、1目・学校管理費、42ページ右のページでございますが、中学校施設管理費では、20万円の増額でございます。電気料ですが、実績を見込みまして、増額をお願いいたします。

続きまして、4項・幼稚園費、1目・施設管理費、右のページでは、幼稚園施設管理費は全体で84万7,000円の減額でございます。

13節・委託料、設計等業務委託料では95万4,000円の減額です。これは当初あかつき幼稚園の解体にかかる設計委託費として計上しておりましたが、27年度、28年度にかけまして、総務課が町の公共施設管理台帳及び固定資産台帳を作成することとなり、その台帳に記載があれば、建物の取り壊しにおいても起債が可能となるとのことですので、29年度以降に事業に着手をしたと考え、今年度の委託料は減額をお願いするものでございます。

18節・備品購入費、施設用備品購入は10万7,000円の増額です。これは旭ヶ丘幼稚園に来年度4歳児に障がいを持つ児童が入園することに伴い、支援用の備品として、クッションマット、机、畳マットを購入する費用でございます。

以上でございます。

失礼しました。

○議長（辻井 成人） 教育総務課長。

○**教育総務課長（西口 竜嘉）** 次のページの中程でございます。5項・社会教育費の2目・社会教育費、右のページでは人権教育推進費市町村事業の8節・報償費では、225万5,000円の減額です。通訳謝金、日本語指導講師謝金でございますが、26年度におきまして、修正小学校にインドネシア人の児童が入学いたしましたので、その児童の支援として、27年度において当初予算を計上いたしました。

ところが、4月に急遽、松阪市の小学校に転校いたすこととなりました。しかしながら、再転入の可能性も見込まれましたため、予算措置といたしましては、3月補正において減額をさせていただくものでございます。

以上でございます。

○**議長（辻井 成人）** 斎宮跡文化観光課長。

○**斎宮跡文化観光課長（西口 和良）** 4目・文化財保存活用費で1,635万7,000円の増額をお願いしております。

主な内容としましては、発掘調査費の減額と特別会計繰出金の増額でございます。右のページをお願いします。まず文化財保存活用費で1,786万円の増額でございます。内容は1節・報酬で、14万円の減額、これは文化財保護審議会開催の実績見込みに伴い、減額をお願いします。

それから、4節・共済費から14節・使用料及び賃借料は、町道本郷勝見第2線の整備に関わる発掘調査の精算に伴うものでございます。まず4節・共済費で、労働保険料10万円の減額、7節・賃金で、発掘調査作業員賃金500万円の減額、そして、11節・需用費で重機等の燃料費10万円の減額、13節・委託料で、測量基準点業務委託20万円の減額、14節・使用料及び賃借料で重機等借上料120万円の減額でございます。

それから、28節は繰出金で2,460万円をお願いをいたします。これにつきましては、斎宮跡保存事業特別会計への繰出金で、特別会計のほうで詳しくはご説明をいたします。

次に、一般文化財発掘調査受託事業で150万3,000円の減額をお願いしま

す。これは開発にかかる発掘調査受託事業の精算に伴う減額でございます。
まず4節・共済費で労働保険料2万1,000円の減額、7節・賃金で発掘作業員賃金156万7,000円の減額、11節・需用費で27万円の増額、内訳といたしまして、消耗品費21万4,000円の増額、燃料費は6万円の減額、印刷製本費で11万6,000円の増額でございます。12節・役務費でトイレ汲み取りの手数料4,000円の減額。13節・委託料で出土品保存処理等委託で1万9,000円の増額、14節・使用料及び賃借料で重機等の借上料20万円の減額でございます。

以上です。

○議長（辻井 成人） 教育費で説明不足がございましたので、もう一度教育総務課長より説明をいただきます。

ページと目とか、そういうことはおっしゃってください。

教育総務課長。

○教育総務課長（西口 竜嘉） 大変失礼をいたしました。1ページ戻っていただきまして、44ページでございます。44ページの中ほどに公民館費というのがございます。公民館費は全体で16万4,000円の減額でございますが、内訳は7節・管理人賃金で20万円の減額です。年度実績を見込みまして、減額をお願いいたします。

それから、11節の需用費では、施設等修繕料で3万6,000円の増額をお願いしております。事務室のガス湯沸器の修繕費でございます。

以上でございます。大変失礼いたしました。

○議長（辻井 成人） 失礼しました。それでは、公債費から総務課長。

○総務課長（西田 一成） それでは、45、46ページをお願いいたします。

1目・元金で188万円の追加補正をお願いいたします。

23節・償還金利子及び割引料で、総務債が158万円、それから、農林水産業債が30万円の追加補正でございます。額の確定によるものでございます。

続きまして、2目・利子は868万円の減額補正をお願いいたします。

23節・償還金利子及び割引料で総務債が448万円の減額、農林水産業債が

70万円の減額、土木債が50万円の減額、教育債が300万円の減額でございます。いずれも額の確定によるものでございます。

続きまして、款13・諸支出金の1目・退職手当基金は616万円の追加補正をお願いします。松阪広域消防組合の明和町職員分にかかる基金の積立でございます。所要の額を積み立てるものでございます。

2目・教育福祉施設建設基金は155万円の追加補正をお願いします。

3目・一般財政調整基金費は2億2,298万9,000円の追加補正をお願いします。

基金利息も含めまして、所要の額を積み立てるものでございます。

ただ、4目・減債基金費は75万1,000円でございます。

次のページをお願いします。

5目・地域づくり基金費は2,000円、6目・ふるさとづくり基金費は74万3,000円、7目・ボランティア基金費は2,000円、8目・緑化基金費は5万円、9目・ふるさと水と土保全対策基金費は2万6,000円、10目・公共施設等基金費は156万8,000円、12目・文化スポーツ振興基金費は8万6,000円、14目・交通安全対策基金積立金は1万6,000円、15目・ふるさと寄附基金積立金は2,364万5,000円の追加補正をお願いします。

ふるさと寄附基金積立金を除くいずれも基金利息を積み立てるものでございまして、ふるさと寄附基金積立金は所要の額を積み立てるものでございます。

○議長（辻井 成人） 歳出の説明が終わりましたので、引き続きまして、5ページ、歳入をお願いします。

総務課長。

○総務課長（西田 一成） それでは、5ページをお願いいたします。

まず、款2・地方譲与税、1目・地方揮発油譲与税は200万円の減額補正をお願いします。

続きまして、1目・利子割交付金は200万円の減額補正です。

1目・配当割交付金は220万円の減額。

1目・株式等譲渡所得割交付金197万8,000円の減額。

1目・地方消費税交付金は2,500万円の追加補正でございます。

1目・ゴルフ場利用税交付金は140万円の減額補正です。

それから、1目・自動車取得税交付金は700万円の減額でございます。

次のページをお願いいたします。

款9の地方特例交付金、1目・特別交付金は70万円の追加補正でございます。

○議長（辻井 成人） 長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 12款です。1節の老人福祉費負担金で、27万3,000円の減額をお願いしております。養護老人ホームの入所者が見込みより少なかったためでございます。

次に、1目・民生費国庫負担金の2節の国民健康保険基盤安定国庫負担金保険者支援分で158万5,000円の増額をお願いしております。国庫負担金の確定に伴う増額でございます。

○議長（辻井 成人） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（下村由美子） 3節・障がい者自立支援給付費負担金で2,056万3,000円の追加補正は、介護給付費等の追加補正に対する負担金で、補助率は2分の1でございます。

○議長（辻井 成人） 長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 6節の介護保険国庫負担金で89万1,000円の増額をお願いしております。低所得者保険料の軽減分の国庫負担金の確定に伴う増額でございます。補助率は2分の1でございます。

○議長（辻井 成人） こども課長。

○こども課長（世古口 哲哉） 2項・国庫補助金の1目・民生費国庫補助金で605万5,000円の増額をお願いしています。うち1節の民生費国庫補助金で567万6,000円の増額ですが、これは事業実績に伴う精査によるものと、放

課後児童クラブの補助金を、これまで県補助金一本で受けておりましたけれども、制度改正に伴い地域子ども・子育て支援等事業補助として、国庫補助と県補助にわけて受けることとなったため、国費分を計上したことに伴うものです。補助率は3分の1です。

それから、子どものための教育・保育事業費補助の24万8,000円につきましては、歳出の時にもご説明申し上げました、国施策の低収入多子世帯への保育料負担の軽減を実施するためのシステム改修費の補助を計上したものです。補助率は2分の1です。

○議長（辻井 成人） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（下村由美子） 2節・障がい者地域生活支援事業費等補助金13万1,000円の追加補正は、日常生活用具の給付に対する地域生活支援事業等補助で、補助率は2分の1でございます。

○議長（辻井 成人） 上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） すいません。1節・衛生費補助金で120万6,000円の減額をお願いしております。合併浄化槽設置整備事業補助の金額確定による減額でございます。

○議長（辻井 成人） 上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） すいません。ちょっと間違えて説明させていただきましたので、お詫びして訂正させていただきます。衛生費国庫補助金で155万9,000円のうち、35万9,000円の減額でございます。実績に伴います減額でございます。

○議長（辻井 成人） まち整備課長。

○まち整備課長（沼田 昌久） 3目・土木費国庫補助金、2節・土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金事業補助で968万円の減額をしております。これは国の補助対象事業確定減に伴う減額でございます。

○議長（辻井 成人） 土地利用調整監。

○土地利用調整監（松本 雅之） 続きまして、2節・土木費国庫補助金の

うち狭あい道路整備等促進事業補助で1,042万3,000円の減額をお願いします。

これは国補助の減額による事業実績に伴うものです。補助率は2分の1です。

○議長（辻井 成人） こども課長。

○こども課長（世古口 哲哉） 4目・教育費国庫補助金の1節・就学援助費国庫補助金で、21万8,000円の増額をお願いしています。これは実績に基づく増額で、内訳は就学援助費補助で1万6,000円、特別支援教育就学奨励費補助で20万2,000円です。

○議長（辻井 成人） 総務課長。

○総務課長（西田 一成） 5目・総務費国庫補助金、1節・総務費国庫補助金1,045万1,000円の追加補正のうち、選挙人名簿システム改修費補助が15万1,000円の追加補正をお願いしております。これは選挙人名簿登録制度の見直しによるもので、補助率は2分の1でございます。

○議長（辻井 成人） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 社会保障・税番号制度システム導入補助は150万円の減額でございます。また、その下、地方公共団体情報セキュリティー強化対策補助は685万円の増額となります。これは歳出でご説明いたしましたサーバー構築設定委託料1,370万1,000円に対する補助で、2分の1の補助となります。

○議長（辻井 成人） 人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（世古口 和也） 個人番号カード交付補助で、504万円の増額でございます。個人番号カード交付事務にかかる補助金で、歳出のほうでも説明いたしました。地方公共団体情報システム機構への交付金にかかる386万2,000円と、役場の窓口でのカード交付事務にかかる事務費の補助金で117万8,000円の足したものでございます。補助率は10分の10でございます。

○議長（辻井 成人） 長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 1目の民生費負担金、1節の国民健康保険

基盤安定負担金保険税軽減分で408万円の増額をお願いしています。県負担金の確定に伴う増額でございます。補助率は4分の3であります。

2節の国民健康保険基盤安定負担金の保険者支援分で79万2,000円の増額をお願いしております。県負担金の確定に伴う増額で、補助率は4分の1であります。

○議長（辻井 成人） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（下村 由美子） 4節・障がい者自立支援給付費負担金1,028万1,000円の追加補正は、介護給付費等の追加補正に対する負担金で、補助率は4分の1でございます。

○議長（辻井 成人） 長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 7節の介護保険県負担金で11万5,000円の増額をお願いしております。県負担金の確定に伴う増額で、補助率は4分の1でございます。

○議長（辻井 成人） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 1目・総務費補助金は314万6,000円の増額となります。電源立地交付金は222万円の減で、行政チャンネルHD装置等の備品購入費の減額に伴うものでございます。

その下、地域防災力強化推進補助は、533万6,000円の増で、避難所看板設置事業、緊急防災ラジオ整備事業ほかに対する補助となります。

○議長（辻井 成人） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（下村 由美子） 2目・民生費補助金217万9,000円の減額補正で、1節・社会福祉費補助金で522万6,000円の減額補正をお願いいたします。

まず、子ども医療費補助では40万9,000円の減額、心身障がい者医療費補助65万6,000円と一人親家庭等医療費補助66万1,000円の追加補正については、各医療費の実績見込みによる県補助分となります。補助率はおおむね2分の1でございます。

○議長（辻井 成人） こども課長。

○こども課長（世古口哲哉） 続いて放課後児童対策事業補助で613万4,000円の減額ですが、これは放課後児童クラブの補助金を国補助と県補助に振り分け科目を移行した関係で減額をするものです。

続きまして、2節の児童福祉費補助金で298万2,000円の増額をお願いしています。内訳の地域子ども・子育て支援等事業補助の567万6,000円の増につきましては、先ほど申し上げました児童クラブの補助金を、こちらに移行したことが主な理由となります。

保育基盤整備事業費補助の269万4,000円の減額につきましては、明和ゆたか保育園の0、1歳保育室の増築工事の精算に伴う減額です。

○議長（辻井 成人） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（下村 由美子） 3節・障がい者地域生活支援事業等補助金で65万円の追加補正をお願いしています。これは日常生活用具の給付費の追加補正に対する地域生活支援事業等補助で、補助率は4分の1でございます。

○議長（辻井 成人） 上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） 1節・衛生費補助金で120万6,000円の減額をお願いしております。合併浄化槽設置事業補助金の金額確定による減額でございます。補助率は3分の1でございます。

○議長（辻井 成人） 農水商工課長。

○農水商工課長（堀 真） 4目・農林水産業費補助金849万円の減額補正をお願いさせていただいております。新規就農者支援事業、青年就農給付金の減額分75万円と、農地中間管理機構の集積協力金、歳出でご説明させていただきました有彌中地区の集積率の減により、755万5,000円の減、そして、農業委員会によります耕作放棄地の調査日数の減によります18万5,000円の減額でございます。

○議長（辻井 成人） 土地利用調整監。

○**土地利用調整監（松本 雅之）** 5目・土木費補助金、地籍調査補助で70万8,000円の減額をお願いします。これは事業の実績に伴うものでございます。補助金率は4分の3です。

○**議長（辻井 成人）** こども課長。

○**こども課長（世古口 哲哉）** 6目・教育費補助で63万2,000円の減額をお願いしています。内訳は、放課後子ども教室推進事業費補助で60万円の減額を、学校支援助地域本部事業補助、学校支援ボランティアの関係ですが、こちらで19万2,000円の減額、地域による土曜日等の教育支援事業補助、土曜教室の関係でずか、こちらで16万円の減額で、いずれも実績に基づくものを計上いたしました。

○**議長（辻井 成人）** 防災企画課長。

○**防災企画課長（中谷 英樹）** 11ページでございます。

1目・総務費委託金は、3万5,000円の減額で、国勢調査の実績に伴う減となります。

○**議長（辻井 成人）** 長寿健康課長。

○**長寿健康課長（小池 弘紀）** 2目・後期高齢者医療特別会計繰入金で、754万9,000円の増額をお願いしています。前年度の後期高齢者医療特別会計への事務費及び療養給付費負担金の精算に伴う一般会計への繰入金でございます。

○**議長（辻井 成人）** 総務課長。

○**総務課長（西田 一成）** 項2・基金繰入金、14目・ふるさとづくり基金繰入金2,267万7,000円の追加補正をお願いしております。これはふるさと寄附でございます。

14目・土地開発基金繰入金は、2億600万円の追加補正をお願いしております。これは一般財政調整基金へ積み替えをするものでございます。

○**議長（辻井 成人）** 税務課長。

○**税務課長（北岡 和成）** 1目延滞金で1,450万円追加補正しております。

町税の延滞金で、実績見込みによるものでございます。

○議長（辻井 成人） 総務課長。

○総務課長（西田 一成） 失礼しました。

2目・雑入で326万円の追加補正をお願いしております。そのうち雑入で1節・雑入476万3,000円のうち市町村振興協議会市町村交付金が653万9,000円の追加補正でございます。

○議長（辻井 成人） こども課長。

○こども課長（世古口 哲哉） 同じく雑入で、放課後子ども教室自己負担金、これは放課後子ども教室の材料費等の自己負担金になりますが、こちらで10万円の減額をお願いしております。実績に基づく減額となります。

○議長（辻井 成人） 長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 介護予防サービス計画作成料で167万6,000円の減額をお願いしております。実績見込みによる減額でございます。

○議長（辻井 成人） 斎宮跡文化・観光課長。

○斎宮跡文化・観光課長（西口 和良） 2節・一般文化財発掘調査受託事業収入で150万3,000円の減額をお願いをいたしております。受託事業の精算に伴う減額でございます。

○議長（辻井 成人） 総務課長。

○総務課長（西田 一成） 款21・町債で、1目・総務債は2,160万円の追加補正をお願いします。

2節・防災減災整備事業債で4,100万円の追加補正のうち、防災減災事業債は1,310万円の減額、それから都市防災総合事業債は、5,410万円の追加補正をお願いします。防災行政無線操作卓改修工事にかかる入札差金と、津波避難タワー事業にかかります起債の借り換えによるものでございます。

3節・情報通信事業債は、1,940万円の減額補正をお願いします。これは行政チャンネルハイビジョン化事業の入札差金を精算するものでございます。

続きまして、13ページ、14ページでございます。

2目・農林水産業債は210万円の追加補正をお願いします。

2節・農業用施設債210万円の内訳は、県営経営体育成基盤整備事業が1,240万円の追加補正、県営水環境整備事業が1,030万円の減額補正をお願いします。いずれも事業の確定によるものでございます。

3目・土木債は1,790万円の減額補正でございます。

1節・道路整備事業債の内訳は、社会資本整備総合交付金事業で800万円の減額、狭あい道路整備等促進事業で990万円の減額でございます。いずれも入札差金を精算するものでございます。

4目・その他は2億410万円の減額補正です。1目・緊急防災減災事業債です。津波避難タワー建設事業にかかるもので、事業メニューの変更によるものでございます。

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案書の一般会計補正予算、87ページ、第2表 繰越明許費をお願いします。

防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 2款・総務費、1項・総務管理費、地方公共団体セキュリティー強化対策事業でございます。1,370万1,000円の繰越明許をお願いしております。地方公共団体情報セキュリティー強化対策事業は、3月追加補正をお願いしておりましたが、年度内での執行ができなため、繰越明許をお願いするものでございます。

その下でございます。

2款・総務費、1項・総務管理費、津波対策緊急整備事業（津波避難タワー建設事業）5億269万9,000円の繰越明許をお願いしております。津波対策緊急整備事業（津波避難タワー建設事業）は、造成、建築工事について、年度内での執行ができなため、繰越明許をお願いするものでございます。

○議長（辻井 成人） 人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（世古口 和也） 3項・戸籍住民基本台帳費で、事業名個人番号カード交付事業で386万2,000円でございます。3月補正のほうで

もお願いさせていただきましたんですが、地方公共団体情報システム機構への交付金で、国の補正予算を受けまして、追加交付決定されたもので、繰越明許をお願いさせていただきますものでございます。

○議長（辻井 成人） 農水商工課長。

○農水商工課長（堀 真） 6款・農林水産業費、2項・水産業費、水産物供給基盤機能保全事業で1,799万9,000円の繰越をお願いさせていただいております。下御糸漁港荷揚げ場の補修工事を実施させていただいており、昨年度繰越をさせていただいた工事終了後に、発注させていただいたことにより、ノリの種苗養殖時期と重なったため、3月よりコンクリート工事を再開いたしました。年度内の完成が見込めないことにより、繰越明許をお願いさせていただくものでございます。

○議長（辻井 成人） まち整備課長。

○まち整備課長（沼田 昌久） 8款・土木費、3項・河川費で、これにつきましては県への負担金でございます。急傾斜地崩壊対策事業負担金で、12月の追加補正分で、お認めいただきました。年度内に執行ができないことから、繰越明許をお願いするものでございます。150万円でございます。

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案書の一般会計補正予算、88ページ、第3表 債務負担行為をお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長（西口 竜嘉） 第3表 債務負担行為の説明を申し上げます。

事項は総合体育館施設管理運営業務で、12月議会におきまして、議決をいただきました明和町の総合体育館等体育施設の管理運営につきまして、平成28年4月1日から引き続き、明和町体育協会を指定管理者に指定し、管理運営を委託するもので、期間は平成28年度から32年度までの5年間でございます。限度額は1億1,500万円、単年度あたり2,300万円でございます。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案書の一般会計補正予算、89ページ、第4表 地方債補正をお願いします。

総務課長。

○総務課長（西田 一成） それでは、第4表 地方債補正の詳細説明を行います。

変更でございます。

起債の目的は、まず防災・減災整備事業で補正前の限度額が3,570万円を補正後2,260万円に、情報推進事業は2,490万円を550万円に、都市防災総合推進事業は1億9,420万円を2億4,830万円に、県営経営体育成基盤整備事業は3,200万円を4,440万円に、県営水環境整備事業は1,030万円を0に、社会資本総合交付金事業では、1億1,460万円を1億660万円に、狭あい道路整備等促進事業は、2,420万円を1,430万円に、緊急防災減災事業は2億410万円を0に、それぞれお願いするものでございます。

利率償還方法はご覧のとおりでございます。

以上です。

◎議案第22号の詳細説明

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第22号の説明を、歳入歳出全般並びに議案書の93ページ、第2表繰越明許費、94ページ、第3表地方債補正も合わせてお願いします。

斎宮跡文化観光課長。

○斎宮跡文化観光課長（西口 和良） 失礼します。

それでは、斎宮跡保存事業特別会計の補正予算の詳細説明を申し上げます。まず歳出からご説明いたします。

斎宮跡保存事業特別会計予算書、7ページ、8ページをご覧ください。

まず、1款・総務費で、4目・歴史的風致維持向上計画推進費で2,029万6,000円の減額をお願いいたしております。これは当事業で、社会資本整備総合交付金の確定に伴い関係予算を減額するものでございます。

右のページをご覧ください。

まず、7節・賃金で100万円の減額、これは発掘作業員の賃金でございます。

次に、12節・役務費で2万円の増額、トイレの汲み取り料の精算に伴う増額でございます。

続きまして、13節・委託料でございますが、208万円の減額でございます。内訳といたしまして、発掘の測量基準点等委託料で8万円の減額、それから、事業の精算に伴い測量設計等業務委託料で200万円の減額をお願いいたしております。

次に、14節・使用料及び賃借料で40万円の減額、重機等の借上料でございます。

15節・工事請負費で201万4,000円の増額をお願いします。これは先ほど減額いたしました委託料分を、工事費に組み替えたことによる増額でございます。

続きまして、17節・公有財産購入費で1,727万円の減額をお願いします。土地購入費の精算に伴う減額でございます。

次に、19節・負担金補助及び交付金で58万円の減額でございます。これは景観形成の関係で、電柱カラー化に伴いまして、電気業者への負担金の分の精算に伴う減額でございます。

22節・補償補てん及び賠償金で100万円の減額、これは住宅等の移転補償の精算による減額でございます。

次に、5目・日本遺産活用推進費で600万円の減額をお願いをいたしております。この中で19節・負担金補助及び交付金で600万円の減額、これは日本遺産活用推進協議会への運転資金を、国の交付金が入るまで予算化をしておりましたが、国からの交付金が早期に入ったことに伴い減額を行うもので

ございます。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。予算書の5ページ、6ページをご覧ください。

1款・国庫支出金、3目・歴史的風致維持向上計画補助金で4,200万円の減額でございます。これも補助金の確定に伴う減額でございます。

次に、5目・地域公共ネットワーク等強靱化事業補助で5万円の減額でございます。これも補助金の確定に伴う減額でございます。

続きまして、3款・繰入金の1目・一般会計繰入金で2,460万円の増額をお願いをいたしております。これは補助事業の確定等に伴い一般会計からの繰入を、増額をお願いするものでございます。

続きまして、7款・町債で、1目土木費の都市再生整備計画事業債で、855万円の減額でございます。社会資本総合交付金事業の確定による減額でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、第2表、第3表の説明をさせていただきます。

議案書の93ページをご覧ください。

まず、第2表の明許繰越費でございますが、事業名、土地公有化事業はさいくう平安の杜の東側の建物の移転に伴う補償費の繰越で、金額は2,435万4,000円でございます。また、その下の歴史的風致維持向上計画推進事業でございますが、これは明和町観光案内所の建設、また、多言語誘導案内板の設置、VRのコンテンツの作成、それからWi-Fiステーションの整備の各事業の繰越でございます。金額は1億3,750万円でございます。

次に、94ページの第3表・地方債を説明させていただきます。

起債の目的は、社会資本総合整備事業で、限度額を補正前の2億2,590万円から、補正後2億1,735万円に変更するものでございます。あと、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

以上でよろしくお願ひいたします。

◎議案第23号の詳細説明

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第23号の説明を、歳入歳出全般で
お願ひします。

長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 平成27年度の国民健康保険特別会計補正予
算の詳細説明を行います。

歳出から説明させていただきます。

国保の11、12ページをご覧ください。

1 款・保険給付費、1 項・療養諸費、1 目・一般被保険者療養給付費で
7,000万円の減額、2 目・退職被保険者等療養給付費で700万円の減額。

3 目・一般被保険者療養費で100万円の増額は、支払い見込みによるもの
でございます。

2 項・高額療養費、1 目・一般被保険者高額療養費で866万円の減額、2
目・退職被保険者等高額療養費で100万円の減額も、支払い見込みによるも
のでございます。

4 項・出産育児諸費、1 目・出産一時金で294万円の減額も、支払い見込
みによるものでございます。

5 項・葬祭諸費、1 目・葬祭費で75万円の増額も、支払い見込みによるも
のでございます。

5 款の介護納付金は、財源振替でございます。

13、14ページをご覧ください。

6 款の共同事業拠出金、1 項・共同事業拠出金、1 目・高額医療費拠出金
で650万円の増額、2 目・保険財政共同安定化事業拠出金で2,700万円の減額

となります。いずれも拠出金の確定により補正をお願いするものでございます。

7款・保健事業費、1項・保健事業費、1目・保健衛生普及費は財源振替でございます。

2項の特定健康診査等事業費、1目・特定健康診査等事業費で255万円の減額をお願いしております。

7節・報償費55万円の減額は、特定検診結果説明会の開催回数の減により、血流関節及び生活改善指導の講師、管理栄養士や保健師等の謝金の減によるものでございます。

13節・委託料200万円の減額は、特定検診の受診者が見込みより少なかったため、特定検診委託料を減額するものでございます。

次に歳入ですが、戻っていただきまして、国保の5、6ページをご覧ください。

1款・国民健康保険税、1項・国民健康保険税、1目・一般被保険者国民健康保険税で1,130万円の減額、2目・退職被保険者等国民健康保険税で2,720万円の減額は、収納見込額による減額でございます。

4款・国庫支出金、1項・国庫負担金、2目・高額療養費共同事業負担金の158万5,000円の増額は、収入見込みによるものでございます。

2項・国庫補助金、1目・財政調整交付金250万円の増額は、保健事業の大人元気教室分の特別調整交付金でございます。

5款・療養給付費交付金、1項・療養給付費交付金、1目・療養給付費交付金は8,013万6,000円の減額です。これは退職者医療交付金の交付決定によるものでございます。

7、8ページをご覧ください。

7款の県支出金、1項・県負担金、1目・高額療養費共同事業負担金の158万5,000円の増額は、収入見込みによるものでございます。

8款・共同事業交付金、1項・共同事業交付金、1目・高額療養費共同事

業交付金の760万7,000円の増額は、収入見込みによるものでございます。

10款・繰入金、1項・他会計繰入金、1目・一般会計繰入金は536万3,000円の増額となります。1節の保険基盤安定繰入金保険税軽減分で544万6,000円の増額、2節・保険基盤安定繰入金保険者支援分で317万2,000円の増額、3節・出産育児一時金等繰入金で196万円の減額、4節・保険事業繰入金で129万5,000円の減額は、いずれも繰入金の確定によるものでございます。

11款・繰越金、1項・繰越金、1目・繰越金は1,498万7,000円の減額でございます。12月補正で、前年度の繰越金を多く見すぎていたため、減額するものでございます。

12款・諸収入、1項・延滞金加算金及び過料、1目・一般被保険者延滞金は254万1,000円の増額でございます。これは保険税の徴収時の延滞金で収入見込額によるものでございます。

3項・雑入の5目・雑入は154万2,000円の増額でございます。平成6年度から18年度までに行われていました、国保診療報酬の概算払い制度の運用益にかかるもので、国の通達により保険者に返還することができるようになったことから、国保連合会からの返還金でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

◎議案第24号の詳細説明

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第24号の説明を、歳入歳出全般で
お願いいたします。

上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） 農業集落排水事業特別会計の9ページ、10ペ
ージをお願いいたします。

歳出のほうから説明させていただきます。

1 款、1 項、2 目・維持管理費で240万3,000円の減額をお願いしております。13節・委託料の減で、内容としましては、笹笛処理場保守点検業務委託で入札差金による減。それから、真空ステーション維持管理及び緊急対応業務委託で、実績による減でございます。

続きまして、3 目・施設建設事業費で24万7,000円の減額でございます。13節・委託料の事業計画設計等委託でございますが、農業集落排水施設機能診断調査の入札差金による減額でございます。

続きまして、2 款、1 項、1 目・元金で、1,074万5,000円の追加をお願いしております。起債償還元金の増で、当初予算編成時におきまして、元利償還表の据置期間終了分を見誤っていたことによるものでございます。おそれいりますが、予算額の追加をお願いいたします。

2 目・利子で26万3,000円の減額でございます。平成26年度債の借入実績による減額変更でございます。

続きまして、3 款、1 項、1 目、25節の積立金で1,379万5,000円の追加でございます。こちらは県の農業集落排水設備支援事業補助金について、過年度の調整分の上乗せがあり増額となりました。基金積立金額についても増額をするものでございます。

続きまして、歳入のほうでございます。5 ページ、6 ページをお願いいたします。

1 款、1 項、1 目、農業集落排水事業分担金で249万9,000円の追加でございます。内訳は農業集落排水加入金が140万円、過年度建設事業費分担金が109万9,000円の増額となっております。

2 款、1 項、1 目、1 節・農業集落排水使用料で19万9,000円の増額をお願いいたします。過年度農業集落排水使用料分の納付による増額でございます。

2 款、2 項、1 目、1 節・農業集落排水手数料で11万2,000円の減額でございます。実績に基づくものでございます。

4 款、1 項、1 目、1 節・農業集落排水県補助金で1,302万4,000円の増額

をお願いします。こちらは農業集落排水整備支援事業補助金につきまして、過年度分の調整による上乘せがあったものでございます。

5款、1項、1目、1節・利子及び配当金で77万1,000円の増額でございます。基金利子の金額確定によるものです。

6款、1項、1目、1節・一般会計繰入金で497万円の減額でございます。歳入歳出の精算に伴う繰入金の減でございます。

7款、1項、1目、1節・繰越金で555万5,000円の増額でございます。前年度繰越金の額確定による補正でございます。

8款、2項、1目、1節・消費税還付金で473万4,000円の追加でございます。消費税の還付金額確定に伴う増額でございます。

以上でございます。

◎議案第25号の詳細説明

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第25号の説明を、歳入歳出全般並びに議案書の105ページ、第2表・繰越明許費、106ページ、第3表・地方債補正も合わせてお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） それでは、公共下水道事業特別会計の7ページ、8ページをご覧ください。

歳出のほうから説明をさせていただきます。

1款、1項、1目・公共下水道総務費で191万7,000円の増額をお願いします。うち19節・負担金補助及び交付金で、宮川流域下水道負担金が精算見込みにより254万4,000円の増、27節・公課費で実績によりまして、消費税納付金が64万3,000円の減額でございます。

2目・施設建設事業費で268万3,000円の増額をお願いしております。15

節・工事請負費で270万円の増でございます。宮川流域関連公共下水道事業の管路敷設工事につきまして、まち整備課発注の道路改良工事との同時施工による工法の一部変更、また、管路延長の増などにより増額があったこと、それと入札差金等による減額がありましたので、差引270万円の増となりました。

18節・備品購入費では33万円の減、公用車購入の入札差金です。

19節・負担金補助及び交付金で103万円の増額で、伊勢市への建設工事負担金につきまして、詳細設計の実施による増額でございます。

22節・補償補てん及び賠償金で71万7,000円の減で、水道移転補償費の精算による減額でございます。

続きまして、2款、1項、2目・利子で100万円の減額でございます。平成26年度債の借入実績による変更でございます。

続きまして、歳入をお願いいたします。

5ページ、6ページをご覧ください。

1款、1項、1目、1節・公共下水道事業費分担金で666万円の減額をお願いしております。内訳は公共下水道加入金が100万円、過年度建設事業費分担金が34万円の増、それから、公共下水道事業費現年度分担金が800万円の減となっております。この800万円の減につきましては、宮川流域関連公共下水道事業の受益者分担金につきまして、当初は明星地区一体で徴収と考えておりましたが、供用開始予定年度にあわせて、一部地域を後年度にわけたので、その分が減額となりました。

2款、1項、1目、1節・公共下水道手数料で6万2,000円の増額でございます。指定工事店登録手数料が1万4,000円、工事設計審査及び完成検査手数料が4万8,000円、実績により増額させていただくものでございます。

同じく、2款、2項、1目、1節・公共下水道使用料で29万9,000円の増額でございます。過年度分公共下水道使用料の納付による増でございます。

5款、1項、1目、1節・一般会計繰入金で595万6,000円の減額でございます。

ます。歳入歳出の精算に伴う一般会計繰入金の減額でございます。

6款、1項、1目、1節・繰越金で1,025万5,000円の増額でございます。前年度繰越金の金額確定による増額でございます。

8款、1項、1目、1節・公共下水道事業債で560万円の増額でございます。宮川流域下水道事業分担金かかる起債額の実績に基づく増でございます。続きまして、議案書の105ページをお願いいたします。

第2表・繰越明許費でございます。1款、事業費、1項・公共下水道事業費の施設建設事業で、伊勢市公共下水道事業分が548万4,000円、宮川流域関連公共下水道事業分が2,100万円でございます。伊勢市公共下水道事業分につきましては、伊勢市に支払う建設工事負担金でございますが、伊勢市の工事発注が次年度に繰り越されたため、支払い済みの前途金を除く金額を繰越するものでございます。

それから、宮川流域関連公共下水道事業分につきましては、本年度、管路施設工事を行った箇所につきまして、本年度に本舗装復旧工事も予定をしておりましたが、工事の実施にあたりまして、調整が必要な三重県、それから伊勢市、発注予定の工事が繰り越しをするため、当該工事につきましても次年度で実施するべく繰り越しするものでございます。

続きまして、第3表・地方債補正でございます。起債の目的は、公共下水道事業、限度額が補正前が2億1,010万円、補正後が2億1,570万円でございます。利率、償還方法につきましては、補正前、補正後、記載のとおり変更ございません。

以上でございます。

◎議案第26号の詳細説明

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第26号の説明を、歳入歳出全般で

お願いします。

長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 平成27年度の介護保険特別会計補正予算の

詳細説明を行います。

歳出から説明させていただきます。

介護の9、10ページをご覧ください。

1 款、2 項、1 目・賦課徴収費は14万4,000円の増額でございます。

11節・需用費8万6,000円の増額は、行政不服審査法の改正により、不服申し立てをすることができる期間が変更になります。そのため4月はじめに発送する納付書の印刷費でございます。

12節・役務費5万8,000円の増額は郵送料の増額で、実績見込みによる増額でございます。

3 項、1 目・介護認定審査会費は2万4,000円の増額となります。1月に松阪市と町で結んでおります介護認定システムの更新を行いましたが、2月、3月はフレッツ光の新旧2回線分の回線使用料が必要となるためでございます。

2 目・認定調査費は17万7,000円の増額でございます。12節・役務費の郵送料の増額で実績見込みによる増額でございます。

3 款、1 項、1 目・介護予防2次予防事業費は26万円の減額となります。

8 節・報償費で8万円の減額、11節・需用費の通所介護予防事業費の食料費で5万円の減額、12節・役務費の通所型介護予防事業労務費で13万円の減額で、いずれも、はつらつ教室の実績見込みによるものでございます。

次に、11、12ページをご覧ください。

5 目・任意事業費は75万6,000円の減額でございます。

13節・委託料は66万6,000円の減額で、地域自立生活支援事業の配食サービスの実績見込みによるものでございます。

19節・負担金補助及び交付金は9万円の減額で、徘徊高齢者家族支援サー

ビス事業費の実績見込みによるものでございます。

次に、歳入ですが、戻っていただきまして、介護の5、6ページをご覧ください。

1款、1項、1目・第1号被保険者保険料で491万4,000円の増額でございます。1月時点の調定額に収納見込率をかけた額を、当初予算の差についてお願いするものでございます。

1節・現年度分特別徴収保険料は1,155万4,000円の増額、2節・現年度分普通徴収保険料は700万7,000円の減額、3節・過年度分第1号被保険者保険料は36万7,000円の増額でございます。

2款、1項、1目・介護給付費国庫負担金で1,049万7,000円の減額でございます。国庫負担金の交付決定によるものでございます。

2項、1目・調整交付金は360万5,000円の減額、2目・地域支援事業介護予防事業は70万6,000円の増額、3目・地域支援事業交付金包括的支援事業任意事業は103万8,000円の減額でございます。いずれも交付金の交付決定によるものでございます。

3款、1項、1目・介護給付費交付金は3,332万3,000円の減額、2目・地域支援事業支援交付金は58万1,000円の減額で、いずれも交付金の交付決定によるものでございます。

4款、1項、1目・介護給付費県負担金は3,151万4,000円の減額です。県負担金の交付決定によるものでございます。

次に、7、8ページをご覧ください。

2項、1目・地域支援事業交付金介護予防事業は35万3,000円の増額、2目・地域支援事業交付金包括的支援事業任意事業は51万9,000円の減額で、県補助金の交付決定によるものでございます。

5款、1項、1目・利子及び配当金は26万1,000円の増額で、介護給付費準備基金の利息でございます。

6款、1項、2目・地域支援事業繰入金介護予防事業で3万3,000円の減

額でございます。介護予防給付費の12.5%です。

3目・地域支援事業繰入金包括的支援事業任意事業で14万4,000円の減額でございます。包括的支援事業任意事業の事業費で19.75%でございます。

4目・事務費繰入金で30万1,000円の増額で、歳出の事務費の精算による増額でございます。

5目・低所得者保険料軽減繰入金で164万7,000円の増額でございます。第1段階の保険料の確定によるものでございます。

2項、2目・介護給付費準備基金繰入金は4,800万円の増額でございます。介護給付費の伸びと、国県等の補助金などの交付決定額が少なかったため、基金から繰入をするものでございます。

7款、1目・繰越金は2,447万2,000円の増額でございます。前年度の繰越金でございます。

以上でございます、よろしく願いいたします。

◎議案第27号の詳細説明

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第27号の説明を、歳入歳出全般、
でお願いします。

長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 平成27年度の後期高齢者医療特別会計補正
予算の詳細説明を行います。

歳出から説明させていただきます。

後期の7、8ページをご覧ください。

1款、1項、1目・一般管理費で81万7,000円の減額でございます。13
節・委託料87万3,000円の減額は、マイナンバー関係の電算委託料の精算に
よる減額です。

2 款、1 目・徴収費で 5 万 6,000 円の増額をお願いしております。これは行政不服審査法の改正により、不服申し立てをすることができる期間が変更になり、4 月はじめに発送する納付書の印刷費でございます。

2 款、1 項、1 目・後期高齢者医療広域連合納付金は 124 万 2,000 円の増額です。共通経費負担金 7 万 6,000 円の増額、一般管理事務費負担金で 139 万 4,000 円の減額、健康診査事業費負担金で 75 万 6,000 円の増額、健康診査事業事務費負担金で 9 万 7,000 円の減額、保険基盤安定制度負担金で 189 万 5,000 円の増額、療養給付費負担金で 6,000 円の増額は、いずれも平成 27 年度負担金の確定によるものでございます。

4 款、2 項、1 目・繰出金は 754 万 9,000 円の増額でございます。一般会計への繰出金で、前年度の事務費繰入金の前年度分が 11 万 8,000 円、療養給付費負担金の前年度分が 743 万 1,000 円でございます。

次に、歳入ですが、戻っていただきまして、後期の 5、6 ページをお願いします。

3 款、1 項、1 目・事務費繰入金は 142 万円の減額、2 目・保険基盤安定繰入金は 189 万 5,000 円の増額、3 目・療養給付費繰入金は 6,000 円の増額です。歳出の総務費及び広域連合納付金の増額によるものでございます。

4 款、1 項、1 目・繰越金は 11 万 8,000 円の増額で、前年度の繰越金でございます。

5 款、3 項、1 目・雑入は 743 万 1,000 円の増額でございます。前年度の広域連合への療養給付費負担金の前年度分による返還金でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

◎議案第 28 号の詳細説明

○議長（辻井 成人）　続きまして、議案第 28 号の説明を、収入支出全般で

お願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） 水道事業会計補正予算の説明をさせていただきます。

予算書、企の3、それから、議案書は113ページの第3条をご覧ください。

収益的支出の1款、1項、1目・原水及び浄水費で404万円の減額でございます。内訳は21節・動力費で85万円の増、22節・薬品費で30万円の減、26節・受水費で289万円の減で、それぞれ実績及び精算見込みによる補正でございます。

3目・受託工事費の20節・工事請負費で14万9,000円の減額でございます。消火栓設置受託工事費の精算による減額でございます。

4目・総係費で33万1,000円の増額をお願いしております。うち16節・委託料で8万円の増額でございます。検針員の変更が3人ありまして、その引き継ぎに要する実地指導のため、増額をするものでございます。

次に、収益的収入でございます。

予算書企の1をご覧ください。

1款、1項、1目、1節・受託工事収益で14万9,000円の減額でございます。歳出と同様、消火栓設置受託工事費の減額に伴う補正でございます。

続きまして、資本的支出でございます。

予算書は企の7、議案書のほうは113ページの第4条になります。

1款、1項、1目・建設改良費で2,422万2,000円の減額でございます。16節・委託料で613万円の減額、内容は配水管移設測量設計業務等の入札差金、及び精算等に伴う減額でございます。

20節・工事請負費で1,784万9,000円の減額でございます。本年度で実施予定でありました県道拡幅に伴う配水管移設、また町道改良に伴う配水管移設の一部が、平成28年度に実施になったこと。それから、入札差金及び精算に伴う減額でございます。

続きまして、2目、33節・量水器購入費で30万円の減額でございます。水道メーターの購入費ですが、精算による減額でございます。

次に、資本的収入です。

予算書企の5をご覧ください。

1款、2項、1目、1節・他会計補助金で5万7,000円の増、人件費にかかる補正でございます。

1款、4項、1目、1節・工事負担金で724万7,000円の減額でございます。配水管移設工事及び測量設計業務等の減額に伴う補正でございます。

企の9、補正予定キャッシュフロー計算書以下の説明につきましては、省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 以上で、一括上程しました各議案の詳細説明を終わります。

本日の審議予定は、説明までですので、質疑、討論、採決は3月15日に行うことにします。

◎散会の宣告

○議長（辻井 成人） これをもちまして、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これにて散会します。

ご協力、誠にありがとうございました。

（午後 2時 35分）